

平成20年9月第11回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成20年9月8日第11回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 7 番 | 宍戸 秀正 | 8 番 | 安藤 美重子 |
| 9 番 | 鈴木 高行 | 10番 | 平間 竹夫 |
| 11番 | 佐藤 アヤ | 12番 | 佐藤 實 |
| 13番 | 山本 久人 | 14番 | 熊田 芳子 |
| 15番 | 安田 重行 | 16番 | 永浜 紀次 |
| 17番 | 高野 進 | 18番 | 島田 金一 |
| 19番 | 安細 隆之 | 20番 | 岩佐 信一 |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	菊 池 秀 治	会 計 管 理 者	水 野 孝 一
		兼 会 計 課 長	
税 務 課 長	日 下 初 夫	町 民 生 活	岡 元 継 男
		課 長	
保 健 福 祉	佐 藤 仁 志	企 画 財 政	森 忠 則
課 長		課 長	
産 業 観 光	東 常 太 郎	わ た り 温 泉	作 間 行 雄
課 長		鳥 の 海 所 長	
都 市 建 設	古 積 敏 男	上 下 水 道	清 野 博 文
課 長		課 長	
農 業 委 員 会	東 常 太 郎		
事 務 局 長			
教 育 長	鈴 木 光 範	学 務 課 長	齋 藤 良 一
生 涯 学 習	遠 藤 敏 夫	代 表 監 査	齋 藤 功
課 長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前9時58分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

開会前に、きょうも大分暑いようでございますので、暑い方はとりあえず上着を外すことを許可しておきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 渡邊健一議員、6番 高野孝一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付したとおりであります。

順次発言を許します。

17番。高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番 高野 進でございます。

三つ質問をいたします。

まず、一つ目。学校給食費の滞納についてであります。

私は、昨年9月この定例会において、同様な質問をしております。ご回答もいただいておりますが、その後の進展を伺うために改めて質問をいたします。

まず現状から申し上げます。平成17年度収入未済額は364万円でございます。18年度は472万円、約100万円以上アップしております。そして昨年度、いわゆる今

年の3月までですが、19年度591万円収入未済額、いわゆる滞納額でございますが、年々増えております。またその中身を見ますと、前年の、前々年の分の滞納を集金したとしても、当年度がまたそれ以上に増えている状況でございます。したがって、前の分を幾ら回収しても目の前のやつが増えていっている、こういう状況をまず現状として申し述べておきたいと思っております。

そこで、5点質問をいたします。

1点目。入学時に保護者に対して、滞納した場合の取り扱いをどのように説明しているのかをまずお伺いをいたします。回答願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問は、教育委員会部局に属しますので、教育長の方から答弁をさせます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 学校給食の滞納について、入学時の保護者に対して滞納した場合の取り扱いについてということでございますけれども、保護者に対しては入学時のPTA総会、それに引き続く学年PTA、学級懇談等で説明をしておるところでございます。また小学校の場合には、2月に行っている「1日入学・保護者説明会」の際にも説明しております。また、「学校だより」等で随時お知らせしているところです。

その説明に当たっては、きちんとした資料をつくって、年間の給食回数、弁当日の設定、それから給食単価と毎月の納入金額、納入方法をお話ししているところですが、あわせて、学校給食は子どもたちに食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるものであること、2番目、一般家庭ではまねのできないほど多様な食材を使用し、成長時期の子どもたちにとって極めて栄養バランスに優れたものであること、3番目、保護者に負担をしてもらう給食費は食材費だけで、その他の人件費や光熱費などはすべて町が負担していること、4番目、そして給食費の納入が滞ると他者に負担が発生し、給食センターの運営そのものに支障が出てくること、こういったことを入学時のときや、あと1日入学で説明しているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 滞納した場合、どのようにしているか説明しているかでございます。

す。例えば「給食はあげませんよ」とか、そういうことでどういう対応しているかをお伺いしています。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 滞納した場合のことについては、後で申し上げようかと思っているんですが、給食というのは学校でほかの例えば国語や算数と同じように、お金を出すとか出さないとかということではなくて、初めから全員に学校給食の設置基準というものがあまして、第2条に「学校給食は、当該学校に在学中すべての児童または生徒に対して実施されるものとする」ということで、この基準を制定したときは昭和29年で大分前の話ですけれども、お金を出さないからどうするとかということころまでは決めておりません。

それからあと、今お話にあったように、滞納の場合はどうするかということなんですが、話しにくいのはその場所にいる人はどちらかという教育熱心な方で大体九十何%、滞納の比率が一点何%ということになるんですが、そうすると99%くらいの方は払っています。そこに出席する人は、今度九十九点何%でもって、納入してくださる確率が高いわけなんです。そういうところで、初めから滞納については困りますよというようなことは言うんですけれども、みんなが滞納しているんだったら厳しく言えるんだろうとは思いますが、滞納する方がほとんどなのに「滞納、滞納」ということをなかなか言いにくいのが現実だと思っております。ですから、滞納すると困りますよということはお話ししていますが、余り細かいところまでお話ししていないのが現実です。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 今の話の中で、後ほど何かお話しされるようなこともあったやに伺いましたので、その節にこちらから私の考えも申し述べたいと思います。

次に進めます。

2点目。滞納の主な理由でございます。2、3点挙げていただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 滞納の理由につきましては、昨年のお話しているところなんですが、保護者にいろいろな理由があると思いますが、その実態というか「あなたの家ではなぜ納付しないんですか」というのを調査しておりません

ので、つかみきれておりませんが、文部科学省が平成18年に行った調査で、どのような調査をしたかわかりませんが、学校での意識を調査しましたところ、「保護者の経済的な問題」が原因としているのは3分の1、33%で、「保護者としての責任感や規範意識」が原因としているものは61%ということでした。文部科学省でも、「一人だけ払わなくても問題はないと軽く考えている保護者が多いのではないかと推測しているようです。

また報道によれば、義務教育は無料と考えている保護者もいるようでございます。本町におきましても、滞納の理由は大体この結果と似ているところと考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 次、3点目に移ります。今度は発生した場合、滞納者、保護者への具体的な対応、先ほどは入学時の云々でございました。実際に発生したときに、どのような対応をしているかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 具体的な対応でございますけれども、順番にお話ししたいと思います。

まず、口座引き落としをしている学校では、毎月金融機関から残高不足による口座引き落とし不能の通知が来ます。金融機関の割賦と合わせて、来ましたらばそれを見ながら金融機関の割賦と合わせて校長名で督促状を送付します。これが1番目です。次に、電話による督促を何度か分けて行います。初めに学級担任が連絡がつかない場合、その他の問題のある場合には次に今度は学年主任、そして教頭が引き継ぎを受けて電話で督促をします。3番目、あわせて授業参観等がある場合には個人と面談をし、督促をしております。また4番目になりますが、それでもという場合には教育長と学校長の連名による督促状を出しております。それでも5番目、納入されない場合には、教頭が中心となり家庭訪問をして督促します。このような流れで督促をしているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 話を進めます。4点目、今後の滞納対策でございます。従来どおりやっていくのか。いつまでもこのままでいくと、増えてばかりいきます。苦労しているのはわかりますが、抜本的に何らかの対策を考えているのかどうかを伺

います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 今後の滞納対策につきましては、各小中学校の教頭先生で組織する学校給食費未納対策会議を開催して対策を協議しておりますが、先ほど申し上げましたように入学時における事前の説明、未納が多くなならないように再三の電話、手紙による督促、また教育長と学校の連名による催告状の送付、また家庭訪問による督促、催促を今後とも引き続いて実施してまいりたいと思います。特に悪質な滞納者については、厳しい態度で臨んでいきたいと考えているところであります。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 今後の滞納対策ですが、私は昨年9月、このように提言をしております。「給食費の滞納対策として、連帯保証人付誓約書の提出を求めていますか」と提言をいたしました。ここで、教育長にお伺いいたします。そのときの返事は、「教育委員会だけの問題ではないので、町全体として検討していかなければならない」とご答弁されております。

そこで次に、さらに「特に悪質な滞納者には厳しい態度で臨んでまいりたい」とご答弁されました。今も同じです。何ら変わりはありません。ここで一つ、町全体として検討していかなければならない、どのように検討されたのかをお伺いいたします。二つ目、この中。厳しい態度でこれからも臨むということですが、厳しい態度の具体的な内容をお教えいただきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 連帯保証人につきましては、先ほど申し上げましたように給食は教科と同じように体の成長や栄養のバランス等についての食べるだけではなくて指導もやるので、なかなか最初から厳しい態度というか、連帯保証人で必ずというか出すか出さないかというのはなかなか決めかねるというかできないところなんです。今まで町当局と相談するというございましたけれども、なかなか難しい面がありますので、教育委員会としては最初のうちは督促ということで、あと大体今頃になってくると出しにくい家庭とかというのが出てきます。そういう場合に、何とかお支払い願いたいと、なかなかできないときには連帯保証人という、まだはっきり決めたわけではありませんけれども、そういうふうにして

いきたいんですがということを検討しているところです。

それから、あと「厳しい態度で」ということですが、なかなか教育的措置というのは都合のいいような言葉なんですけれども、子どもがかかわってきますので難しいんですが、よその市町村でも幾らか考えているということですが、考えてもなかなか裁判とか何とかで難しい面もありますけれども、公的措置を視野に入れながら検討していきたいなと思って、今、隣というか仙台管内の市町村の様子を聞いているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） なかなか苦慮しているのは、よくわかります。厳しい態度ということですが、今裁判の問題が出ましたけれども、少額訴訟制度をご存じだと思います。60万円未満、開催場所で10万円について1,000円ですかね、手数料を払うということですね。大した金額じゃないとなれば、やはりそういうところからも持っていくべきかなと、まず一つ申し上げておきます。

それと、先ほど学校給食食材は生徒からの給食費で賄っているということを伺いました。学校給食法は、まさしくそのとおり。ところが、じゃあこの平成19年度591万円、18年度はさかのぼれば472万円、これ回収は若干されているわけですが、そうすると別な角度からいうと食費をやつすという言葉は悪いですが、給食費未納の分、その方にも給食を提供している。そうすると、皆さんから集めた給食費でやっているという理論になるわけです。これは、法律的にはそうなんですが、それ現実にやっておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 隣町のことを言って何ですが、山元町は自校給食なんです。ですから、自分の学校で給食費が集まらなければ、食材を栄養は栄養士さんが考えてバランスはとれるようにするんですけれども、早く言えばおいしくないかもしれないけれども栄養は整っている、そういうのが自校方式で何とかやっております。亘理町はセンター方式ですので、そして食材は個人負担だということなんですけれども、前もって町の予算から材料費のみ、もちろん光熱費等もなんですけれども、食材費のかかる分については町で負担していますので、そのところAさんとBさんが払わないからとか、今累計なんですけれども五百何万円か滞納額があるんですが、それによって町の子どもたちが「何だかこのごろおいしくなく

なったわ」ということはありませんです。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 食材購入は、町の予算からというのと、学校給食法とはちょっと違ってきていますね。だから、このように増えていくのと違いますかね。昨年、19年度は960万円前後歳入歳出の差額がございます。当然試食等々ございますけれども、960万円持ち出している、単純にいけば。その前の年、平成18年度は約640万円持ち出しでございます。試食等々ございますけれども、これらもいわゆる一般会計で出しているからいつまでもこんなふうになって増えていく。そして片方では、収入未済額が増えていると、これはずっとずっと続いていくのか。やはり、きちっと抜本的といいますか対応していただかないと困る。何らか、考え方ございますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 高野議員さんが今おっしゃった九百何万とかと言いましたけれども、その中には米飯給食時の補助とかあとは特別メニューの町で出しているのも含まれていると思います。実際に、19年度の未納については182万円ということでおっしゃった額よりは少ないと思いますが。

それは別にしまして、このままずっと続けるのかということなんですけれども、できるだけとしか今は言いようがないんですけれども、いろいろな学校の方では今までは校長先生なり教頭先生なり、学校側の方から「滞納しないようにしてくださいよ」というふうなお話をしてきたと思いますけれども、これからは今までもしてきたと思いますが、例えば学校の評議員会ってありまして、学校のいろいろな運営についての意見をいただいたりするところなんですけど、そういう場面でも民生委員さんが入っていますし、あとPTAの会長さんなりあともしかすると区長さんなども入っておりますが、なかなか個人名までについてはそういう場では不可能だと思いますので、でもPTAの役員というか会長さんにも校長先生がお話しした後でも何かの機会に会長さんにもお話しして、お話を保護者に伝える線というか回路をできるだけ多くしたいなと思いますし、あと各学校で高野議員さんがおっしゃったような給食費健全化委員会というんではないんですが、何かの形ではあるんで、そういうところも今までの組織を生かしながら、少しでも強めていくというか。

それからあと、先ほどお話ししましたように法的措置も、今調査中なんですけれども視野に入れながら、このままでいいとは思っておりませんので、少しでも回収と言ったらいいか納入をしてくださるように、教育委員会としてもできるだけ努力しようと考えていますし、実際にやっているんです。ただ、その成果はこれからどの程度までいい結果を出せるかわかりませんが、努力するという口だけでなくて実際にやりたいと思っているところがございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 何か、5点目の回答もいただいたようでございます。再度申し上げますと、学校と保護者代表による仮称ですが「学校給食健全化委員会」を設置、給食費の滞納問題等を検討してはどうかということですが、ご返事をいただきましたので、是として承っておきます。

参考までに一つ、他の市町村も調べたいということがございますが、これ他県でございます。学校給食費、「保護者に対して学校給食申込書を提出してもらおう。保護者の意識改革が狙い」ということでございます。

次に給食を契約制、問題あるかと思いますが、学校給食申込書を提出しなかったり給食費を払わなかった場合に、弁当を持参してもらおうということ、学校を通して各保護者に通知をしている教育委員会がございます。また、「滞納を理由に市が給食の提供を中止しても、特別な事情がない限り異議を唱えない」ということを確約している教育委員会もございます。確かに、生活が苦しくて給食費を納められない等々ございます。生活保護とかそういう面での救済は必要だと思いますが、やはりコンビニで物を買うのと同じように、食べたら払う、買ったら払うというのを小さいときから教えていくのも、一つの教育かと思えます。

なお、当年度を増やさないでその前の分を回収していく、目先当年の分を増やさない。増やさないでいけば、必ずや収入未済額は減るわけでございます。それらを心がけてこれからも工夫、努力されたいというふうに申し述べて、二つ目の質問に移ります。

図書館の4月、5月、一般的に言う連休ゴールデンウィーク期間でございますけれども、図書館を開館してはいかがですかということでございます。とらえ方はございますが、4月末から5月の連休が終わるまでの10日間でもいいですが、

半分以上6日くらいは休館でございます。町内から町外に勤務したり、あるいは学校に行っている方は、なかなかこういう土曜、日曜、祝日あるいはゴールデンウィークを利用することは、その日しかございません。そうしますと、「行ってはみたけれども、休みだったや」ということがございます。お金はかかるものではないと自分なりに思いますが、開館してはいかがですかと質問いたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） ゴールデンウィークの図書館の開館についてでございますけれども、現在連休中の開館の状況でございますけれども、5月5日には郷土資料館と共同して開催をして、共同開催の悠里館まつりを行っているところです。5月の連休につきましては、土日につながると最大3、4、5となりますので5日間の休日になります、最大ですけれども。今年の場合を調べましたところ、3日、4日が祝日です。そして休館になります。4日は休館し、5日は開館しましたが、4日の日は日曜日と祝日が重なっておりますので、その分6日が振替休日になって図書館も休みになりました。ですから今年の場合は3、4、6と休んだところ です。

あと4月の場合については、26日、27日は普通ですので、あと28日はもともと月曜日で休みなので、28日、29日と休んだこととなります。あと、その年によつてですけれども、調べましたところ17年、18年、19年、つまり去年までは2日間休みだったんです、曜日の関わりで。それから20年、今年、来年、再来年、21年、22年と、今年と同じように、曜日は違いますけれども3日間休みになります。そして、23年になりますと2日間休みということで、最大3日休みということになるようです。

ちなみにですけれども、平成10年10月から図書館の相互利用ができるようになった、仙台市を含む宮城、黒川、あと名取、亘理という14市町村で構成する仙台都市圏広域行政推進協議会内でも、仙台市以外は祝日は閉館しておりました。仙台市は祝日も開館するのですが、そのかわり祝日に開館した分次のときに休みにするということで、利用者の立場からその方がいのかどうかわかりませんけれども、休みは同じだということになっているわけです。

亘理の場合は、土日も午後7時まで開館しているということで、他の図書館と比較しても長く開館していることなどから、当分の間は現在のとおりに開館とさせ

ていただきたいと考えております。しかしながら、ちょっと変わってきますけれども、5時以降過ぎると利用者が少なくなります。特に土日の場合ですけれども、そういうことを考えまして電気や暖房、冷房の環境というか読書環境の維持費、それから人件費等も含めまして、今後開館時間や高野議員さんがご指摘になりました開館の日時等についても検討していきたいなと思っております。これは、図書館のみならず社会教育施設全部にかかわることだとも思っておりますので、まだ町長部局とも協議しておりませんので、そこら辺も考えていきたいと思うところです。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 否定的な返事じゃなかったと認識しております。参考までに、近隣もいいですけれども、ある図書館は年間祝日15日のうち元旦、5月5日だったかな、3日だけ休んで祝日はすべてやっております。それから、土日もすべて。じゃあということで、平日に休みを取っているという事例がございます。ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

三つ目の質問に入ります。わたり温泉島の海の営業についてであります。本年4月から、間もなく9月ですが、9月の末までの営業成績を報告するつもりはありますかということでございます。私は、報告をすべきであるというふうに考えます。理由を二つ、主に申し述べます。

一つ目、わたり温泉島の海の経営に対する町民の関心は高く、その中でも採算への関心が高いということ。直に複数、いろいろな方から聞いております。

二つ目、なぜ4月から9月の6カ月なのかということでございます。これは、俗に民間で言う中間決算でございます。なお、変化する市場に迅速に対応するために、企業によっては月次決算をやっているところもございますが、ここは半年間ということで変化する市場へ迅速に対応するため、またそれら経営実態をを把握すれば、次の経営戦略・戦術、マーケティング戦略・戦術、タイムリーに打てると思います。その基盤である財務がどうなっているか、これがポイント、理由でございます。町長、ご答弁いただければ。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えをいたします。ただいま、わたり温泉島の海そのものについては、ご案内のとおり本年2月開業から半年が経過しておるわけでございます。

す。本町の観光拠点施設として、先月末、8月末でございますけれども、13万人以上の方々にご利用をいただいておりますことは、町民はもちろんのこと議員皆様のご利用、そして感謝を申し上げたいと思うところでございます。

ご質問の営業成績の報告についてでございますけれども、これについては既に議員さん方もご承知かと思っておりますけれども、地方自治法243条の3項及び亘理町の条例「亘理町財政報告の作成及び公表に関する条例」ということで、一般会計及び特別会計を含めました全会計について、歳入歳出予算の執行状況について上半期、すなわち4月から9月、下半期10月から翌年の3月までについては、法律と条例に基づきまして年2回公表しておるところでございます。会計のみならず基金の残高、さらには共有財産の問題、地方債の残高と、これについては毎年地方自治法施行あるいは町の条例に基づきまして、上半期と下半期亘理広報に掲載し、さらには本庁舎並びに各支所において公表をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 地方自治法それから条例云々で半期ごとにはできないというふうに解釈してよろしゅうございますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 上半期と下半期の年2回、公表をいたしておるということで、昭和30年度から合併以後、毎年公表しておるということでご理解願いたいと思いません。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） そこで、わたり温泉鳥の海についてはすべきだというふうに見えるんですが、それはされますかどうかですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど申し上げたとおり、一般会計並びに各種特別会計そのものについても、毎年ご報告をしておるということでございます。一般会計だけでなく、わたり温泉鳥の海特別会計を含めた11の会計を報告しておるということでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） たしか、町長がおっしゃるのはわたり温泉鳥の海も特別会計でござ

ざいます。ですから、年に1回はしていると。しかし、こういう独自採算企業会計となれば、刻一刻と市場が変わるわけです。ですから、それに違反じゃない限りやっぱりメスを入れて、損益幾らとかそうして行って、次の戦略とか出す気になればできるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さん、ご理解を賜りたいと思いますけれども、昭和30年亙理町始まってから、新市の亙理町始まってから、一般会計を初め各種特別会計の上半期分4月から9月分まで、そして下半期は10月から翌年の3月の分までについて、町の広報紙並びに町、あるいは各支所において公表しておるということでございますので、今後とも自治法に基づくあるいは条例に基づく内容については、年2回公表も今までもやっているし、今後も続けるということでございます。そういうことをご理解願いたい。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 話の内容はわかりました。

ところで、このわたり温泉鳥の海ですが、特別会計そうじゃなくて企業会計、水道事業会計みたいに、そのようにされたらもっと明確に中身を精査できるかなと、私今回の決算審査意見書等々、また決算審査書類ですけれども見っていますが、そういう考えは。再度申し上げますと、特別会計から企業会計にもっていくという考え方はございますかどうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このわたり温泉鳥の海特別会計については、昨年議会の総意に基づきまして特別会計並びに条例を制定させていただいたところでございます。そういう中で、やはり現在のところ特別会計で経理を行ってまいりたいと思っておるところでございます。そして、今お話の企業会計そのものについては独立採算性をもってやるということから、内容を分析しながら特別会計で実施してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） その辺、私もまだ納得はできないんですが、以上をもって質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番鞠子幸則です。私は、三つについて一般質問を行います。

まず一つは、地球温暖化抑制の取り組みについて。二つ目は、雇用の確保と改善の取り組みについて、三つ目は子育て支援の取り組みであります。順次質問いたします。答弁、よろしくお願いいたします。

まず一つ目、地球温暖化抑止の取り組みについて、3点質問いたします。

まず第1点目、地球温暖化対策の推進に関する法律の第20条の3地方公共団体実行計画に基づき、町として実行計画を策定してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 議員さんもお案内のとおり、地球温暖化対策そのものについては今年の6月議会において議決いただきました亙理町環境基本条例の根幹をなす対策で、条例が行うべきものの対策すべてが地球温暖化抑止のために条例を制定したということで、ご理解をまずもってお願いいたしたいと思っております。

地球温暖化の抑止は、環境基本条例に基づきまして策定の準備を進めております亙理町環境基本計画の大きな柱であるということでございます。地球温暖化抑止に係る実行計画だけでなく、環境対策に関する個別計画そのものについても、環境基本計画を基本として策定されますことから、環境基本計画の策定に際しましては、その後個別計画策定を踏まえて検討することにいたしておるところでございます。現在、亙理町環境基本計画の策定に取り組んでおり、その後地球温暖化抑止実行計画を初めとする個別の計画を順次策定してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今のことについて再度お伺いしますけれども、環境省が9月20日発表した調査結果によりますと、2007年昨年の12月1日現在で実行計画を策定した自治体は全国で849自治体、全体の47%というふうになっております。

それでお伺いしますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の4には、実行計画作成のために都道府県及び政令指定都市などは地方公共団体実行計画協議会の設置をすることができるというふうになっております。今後環境基

本計画がつくられて、それに基づく個別計画として実行計画もつくるといふふうになったときに、この法律に基づく実行計画協議会を設置する考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げたとおり、6月の議会で環境基本条例を制定し、さらには法律等々を踏まえまして地球温暖化抑止実行計画、これについて現在担当課の方で進めておるわけでございます。そういう中で、ご案内のとおり8月30日中央公民館で250名町民参集のもとに、亘理環境フェア2008ということで、環境に関する講演会等も実施させていただいたわけでございます。実行計画については、現在担当課の方、鋭意努力しておりますことでございます。もう少しこれから時間をかけ、時間をなるべく縮小して実行計画を策定いたしたいと思っておるところでございます。以上であります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 環境基本計画の条例に基づく審議会はありますね。その場で、町の実行計画を審議するのか、それとも別なさっき言った法律に基づく協議会で審議するのか、そこら辺は検討はしているんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 審議会そのものについても、今検討中でございます。そこで、その行動そのものについての内容については、やはり今いろいろな機関とも県とも調整をしながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 次に移ります。

2点目、年に1日だけ日を決めて町民が一斉に省エネルギーに取り組むなど、町民が省エネに取り組む第一歩としてはどうか。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 省エネの取り組みとして、従来よりもノーカーデーあるいは使わない電気はこまめに切るなどの対策を、広報やあるいはチラシ等で町民の方々にご協力を呼びかけておるところでございます。また、全国的にはクールビズ、私、今日ネクタイしていて申しわけございませんけれども、クールビズやライト

ダウンキャンペーンなどが展開されておるところでございます。町といたしましても省エネの日を定め、町全体が取り組むのが最も大切な省エネ対策と考えております。これについても、第1点と関連いたしますけれども、環境基本計画策定の中で検討してまいりたいと思っております。その中で、年1回というお話でございますけれども、月1回くらいしないと省エネ対策にはならないのかなと思っております。

ちなみに、町の省エネ対策そのものについては、ご案内のとおり冷房温度については28度、そして暖房については20度ということで設定をしております。町の方だけで申しわけないんですけれども、昼休みは全部消灯、そして廊下は終日蛍光灯をつけないという対策もしておるところでございます。例えば灯を消して夜空を楽しむ日というようなことで、月1回くらいしてはどうかと思っております。もう一度繰り返しますけれども、灯を消して夜空を楽しむ日というような制定の方法も考えてみたいものかなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3番目と絡みますから後で言いますけれども、温暖化防止についてやっぱり町民の皆さんが取り組みやすいというか、簡単に取り組みそして継続することが大事であって、難しいことを初めからやるのではなくて、簡単なところから電気を消す、さっき町長が言われましたけれどもライトダウンとか、そういう取り組みを町民のみんなと一緒にやるということが大事だということだけ言っておいて、3点目に移ります。

政府に対して、温室効果ガスを大幅に削減する2020年までの中期削減目標を設定するとともに、政府と経済界（または各業界・企業）との間で温室効果ガスの削減の期限と目標を明らかにした公的な協定を結ぶよう要請してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 宮城県では、今年の6月に県民総ぐるみで地球温暖化防止のための取り組みをより一層加速する必要があることから、ただいまお話のとおり各業界団体や消費者団体、あるいは市町村、そして県等で構成する「だめだっちゃ温暖化宮城県県民会議」が6月に設立されたところでございます。この県民会議で

は、「だめだっちゃ温暖化」の標語を掲げ、すべての県民がそれぞれの立場で温暖化防止活動に努力し、社会経済活動のあらゆる機会をとらえ温暖化防止活動の普及促進を図るとともに、その活動の輪を県民そして全国そして世界へ広める県民運動を展開することとしておりますので、この県民運動の中で要請を国に対してまいりたいと考えておるところでございます。

ちなみに、この「だめだっちゃ県民会議」そのものについては、会長には宮城県知事、あるいは副会長には東北経済連合会の経済団体等、そして市町村が全部この県民会議の中に包含されておるということでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 次の今年の経済財政諮問会議2008年骨太の方針、あるいは7月29日の閣議決定された低酸素、低炭素社会づくり行動計画、ここには2050年までに温室効果ガスを半減するということはありますけれども、長期目標はありますけれども、2020年までの中期削減計画がない。EU諸国では、2020年までの中期削減計画として1990年比で25%から40%削減、2050年までの長期策定計画として1990年比で80%の削減という目標を掲げて取り組んでいて、特にドイツ、フランス、イギリスは率先して取り組んでいるというふうになっております。

日本の場合、東京電力1社で国内の温室効果ガス総排出量の1割を占めております。温室効果ガスの総排出量の約8割は産業界、産業部門が排出していると。国民の取り組み、住民の取り組みも大事なんですけども、問題は産業界がどう取り組むかであります。その場合、産業界の自主努力目標任せではなくて、国が削減目標に沿って目標を義務づけることが大事だと思います。そのことだけ申し上げて、次に移ります。

二つ目です。雇用の確保と改善の取り組みについて、2点お伺いいたします。

まず第1点目、成人式に就業、就業規則、賃金、労働時間、有給休暇、退職、解雇、雇用保健、労災保険、社会保健、産前産後休業、育児・介護休業、看護休暇など制度内容を掲載したチラシを配布してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 成人式につきましては、社会人としての自覚を持ち、社会の一員として厳しい就職環境に屈せず、元気に就労していただきたいと考えております

ので、ご指摘の成人式に労働法のガイドブックを配布いたすべく、宮城労働局へ依頼したところでございます。その結果、このように鞠子議員さん、労働法ガイドブックということで「読んでみるっちゃ」ということで、働く人を守るための社会のルール、サービスということで、その中に法による保護の仕組み、仕事を選ぶ自由、働く機会と待遇の平等ということで、8項目にわたりまして掲載し、13ページにわたりまして本当に詳しくQ&Aということで示されております。来年の成人式には、これを全部成人者に配って、労働の意欲の問題、就労の問題、それらの労働法に伴います内容等も詳しく書かれております。これを全成人者にお配りしたいということで、先日宮城労働局の方からもらってきたところでございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 労働者は1日8時間、週40時間を超える労働時間の制限、時間外労働への残業代の支払い、有給休暇の取得、契約の一方的な不利益変更が認められないという、こういう労働条件のルールがあります。それは、憲法の27条の勤労する権利とその義務、勤労条件に関する基準を法律で定めること、児童の雇用の禁止及びこれをもとに労働基準法などが制定され、また憲法28条の勤労者の団結権と団体行動権、これに基づいて労働組合法などが制定されているということになっております。ですから、若い方も含めて今非正規雇用が多くなっている状況で、自分たちの労働条件のルールを知らせることが大事だというふうに思います。

それでちょっとお伺いしますけれども、その宮城労働局のガイドブック「読んでみるっちゃ」、それは成人式に配るときの費用はかからないんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、無料でもらえるそうでございます。そういうことから、全成人者に無料で配布するというのにいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。政府に対して、労働者派遣は常用型派遣を基本とし、登録型派遣を例外として厳しく制限し、日雇い派遣を禁止するよう要請してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 日雇い派遣については、ご存知のとおり現在急増中と申しますか、人材派遣会社から仕事を紹介されまして、日替わりにて派遣先で働くという人々のことを言う、働く人々のことを言い、連絡を携帯電話、あるいはメール等で行うことから、ワンコールワーカーとも言われておるようでございます。やはり、懸命に働いてもアパート代さえ払えないと。あるいは、インターネットカフェで寝泊まりしているところから、ネットカフェ難民とも呼ばれておるようでございます。これらは、本当に大きな社会問題になっておるところでございます。

また、こういうことによって犯罪等に巻き込まれるなどの要因の一つにもなっていることは、本当に由々しいことではなかろうかと思っておるところでございます。これらの問題に対しましては、国の施策として展開すべき問題と考えております。そこで、厚生労働省では派遣元企業あるいは派遣先企業での違法行為が相次いで発覚したため、平成21年同目途として日雇派遣事業を原則禁止する方向で検討しているという情報が入っておりますので、今後国県の動向を見極めたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 先ほど町長も述べられましたけれども、労働者派遣には常用型と登録型があって、常用型は労働者が派遣会社に常に採用されている関係で、仕事のあるなしにかかわらず一定の収入が認められると。これに対して登録型は、派遣会社に名前だけ登録して、仕事のあるときだけ携帯電話を含めて雇用契約を結ぶ関係にあると。登録型は、1999年の派遣労働の原則自由化、また2004年の製造業への解禁で急増しております。日雇い派遣のすべてが登録型であります。派遣労働者321万人のうち、登録型が73%を占めております。

登録型派遣は、企業にとって安い費用でいつでも使い捨てることのできる好都合の働き方です。厚生労働省の2007年度に行った調査では、1カ月未満の短期派遣労働者は平均月収がわずか13万3,000円です。また、厚生労働省の調査で2007年、昨年に労災で被災した派遣労働者は5,385人にのぼり、製造業への派遣が解禁された2004年に比べて約9倍に増加しています。厚生労働省も日雇い派遣など派遣労働者が十分な安全教育も受けないまま、危険な業務に従事しているということを言っております。

派遣労働者は、今現在の蟹工船というべき労働実態になっております。労働者派遣の連続する規制緩和で、常用雇用の派遣労働への置きかえが大規模に進み、非正規雇用は全労働者の3人に1人、若者にいたっては2人に1人が非正規雇用になっております。常用型派遣を基本として登録型派遣を例外として、非正規派遣は原則禁止することが必要であるということを書いて、次に移ります。

子育て支援について、3点お伺いいたします。母子保健手帳交付の時期に、児童手当・特別児童扶養手当、出産育児一時金、出産手当、出産費貸付、乳幼児医療費助成、保育所への申し込みなどの制度内容を掲載したチラシを配布してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの各種施策の掲載チラシの配布についてでございますけれども、まず母子健康手帳の交付は定期的に毎月第2、第4の月曜日の午後から保健センターにおいて行っております。毎月の第2第4現曜日の午後から、保健センターにおいて行っております。また、そのときに来れなかった方には、随時保健福祉課の窓口にて交付をいたしております。その際に、母子健康手帳のほか9種類、ちょっと申し上げますけれども、出産時の準備用品、あるいは子育てのノウハウ、そして3点目が妊婦時の栄養、4点目が家庭教育手帳、5点目がわたりっ子いきいきマップ、6点目が絵本の紹介、7点目が先天性代謝異常症検査申し込み、8点目が赤ちゃんの成長と発達、そして9点目がマタニティマークの提示、そういうことで9種類の小冊子やチラシを同時にお渡しし、妊婦時における不安を取り除くほか、子育てに関することについても説明を行っております。

また、児童福祉に関する各種行政サービスは、町でもさまざまな機会を通して、周知すべき情報を漏れなく提供しておるところでございます。今後はさらに、妊産婦の方々からのご意見をお聞きしながら、各種行政サービスの周知時期についても検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点目。子育てするときの経済的な条件もさることながら、どこに相談したらいいかわからないとか、制度の内容がわからないという不

安もあると思います。そういう点で、子育てにかかわる生かせるいろいろな制度、先ほど言いました児童手当を含めた生かせるいろいろな制度があると。そういう情報を提供することが、自治体に求められているというふうに思いますけれども、その点についていかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの9種類の小冊子ということの中でも、それらの対応を十分保健福祉課並びに保健士の方々が、やはり少子化時代に入りますのでぜひそれらの内容についても今後さらにやさしい窓口業務を進めてまいりたいと思っております。そしてまた、その先ほどの9種類のほかにもチラシとしては配布しております。妊婦及び乳幼児健診、出産一時金の問題、あるいは出産手当、今お話のとおり妊婦及び乳幼児健診、そして出産育児一時金、出産手当の問題、さらには乳幼児健診、予防接種の日程表ですね、年間の。さらには妊婦検診の受け方、それらを先ほどの9種類のほかにも積極的にチラシを配布しておるところでございます。

さらには、やはり各種行政サービスといたしましては児童手当の問題、あるいは国保加入者による出産一時金、先ほど申し上げた内容、あるいは特別児童手当の問題、出産手当、そして保育所の申し込みまでについてもいろいろ相談をするマップを作成しながら、妊婦のための冊子、そして指導というかお話し合いをしておるといってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 母子保健手帳の交付のときのさまざまな資料ですね、その中に確かに出産一時金、出産手当。出産育児一時金については、保健福祉課に問い合わせてくださいと、出産手当についてはこれは社会保健事務所、あと乳幼児医療費の助成については保育所の申し込みについては保健福祉課に問い合わせてくださいと、こうなっているわけなんですね。問い合わせてくださいとなっているわけです。町のホームページ上には、出産から死亡までのライフスタイルごとにどういう制度があるかということ、詳細に掲載しております。ちなみに、妊婦、妊娠、出産、育児の場合には、児童手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療費助成、出産費貸付制度、あと乳幼児コーナーという詳細にわたって制度を紹介してありますので、それをまとめて母子保健手帳交付のときに渡したらどうかと思います。

けれども、その点についてもう一度答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今お話のとおり、それらの内容についてこれから保健福祉課あるいは町民生活課の方でもやはり対応か必要かと思えます。というのは、他町村から転入してきた方に対しましてもやはり今言った内容等についても保健福祉課あるいは町民生活課ともいろいろ調整をしながら、前向きに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。（1）の分は終わりですか。（「終わります」の声あり）

それでは、鞠子幸則議員に申し上げます。先ほどの質問の内容の中で、自分の意見を述べて終わりになった部分がございますので、これは一般質問でございますので精査をして質問してもらおうよう希望いたします。

3 番（鞠子幸則君） わかりました。

第2点目に移ります。第4次総合発展計画後期計画（2011年度から2015年度まで）に、待機児童の解消や定員オーバーをなくすために、保育所1カ所をふやすよう盛り込んではいかがでしょうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのご質問でございますけれども、現在民間保育所を含めまして町内には地区ごとに5カ所の保育施設があります。議員さんもお案内かと思えます。特に、対象児童の多い地区については、定員数の拡大などの措置を行い、待機児童の解消に努めております。なかなかすべての待機児童の解消までには至っていないのが現状であります。しかし、どの施設においても待機児童は減っておりますけれども、本当に若干名ということでご理解を賜りたいと思えます。そして、必要に応じてその受け皿として行っております特定保育事業等を利用していただいております、今後もその拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、現在議員の皆さんもお案内のとおり、町では亘理町中央児童センターや保健福祉センターの建設計画に町として取り組んでおります。その中で、子育て支援に関する各種の児童福祉施設についても並行して考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） まず、一つお伺いします。厚生労働省の調査によりますと、今年4月1日現在の認可保育園待機児童は全国で前年比1,624人増の約1万9,050人と、5年ぶりに増加しております。ちなみに、取りわけ仙台市が全国で一番待機児童が多くなっております。厚生労働省は、定員増が新たな保育需用を掘り起こしており、それに保育所の整備が追いつかないというふうに述べております。定員オーバーについては、厚生労働省の考え方だと4月時点で定員の25%、100人であれば125人までいいと、年度途中例えば10月であれば25%を超えてもいいというふうになっていて、それに基づき事実上の青天井になって詰め込み保育が行われていると、こういう待機児童の問題とか定員オーバーの状況について、子どもたちの保育に対する影響にどういう考えをお持ちですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、亶理町の某保育所の状況を申し上げますと、定員数が五つの施設で470名となっております。現在入所しているのが509名、そういったしますと、全体で亶理町内では待機者が28名となっております。その中で、町の施設である亶理保育所については待機児童が7名、鹿島保育所では2名、荒浜保育所では1名、吉田保育所はゼロ、一番多いのが民間で行っております逢隈保育園が18名ということになっております。

なぜそのような数字になっておりますかと申しますと、吉田保育所についてはご案内のとおり、平成17年度に保育室の増築工事ということで、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の部屋を増築したと。それに伴いまして、今までの定員が60名を30名ふやしまして90名になったことによって、吉田保育所は待機児童がないということ。そしてまた、鹿島保育所についてもやはりこれらについても待機児童が多かったということで、平成19年の2月から今まで90名を20名増員いたしまして、110名の定員になっておるということ。さらには、特別保育事業ということで一次保育事業ということで、逢隈保育園並びに吉田西児童館、さらには特別保育事業の事業開始が平成17年4月から逢隈保育園でも実施しておるということ。

そして、ご案内のとおり平成18年の4月からですけれども、逢隈に無認可の保育園就園補助事業ということで家庭保育園フレンド、これについては定員30名をお願いし、町から補助を出しましてこれらの保育対策をしておるということで、これらについてもやはり今後新たに保育所設置そのものについては難しいのか

な。その中で、先ほど申し上げたとおり現在計画中であります亙理中央児童センター並びに亙理保健福祉センターの中でも対応できるような施設を検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亙理町の、先ほど町長も若干述べましたけれども、待機児童はいずれも4月1日時点で04年が35人、05年が62人、06年が33人と62人から33人減ったのが、吉田保育所の増築のために待機児童が減ったと。それ以降は若干ふえたりしていますけれども、07年が36人、08年が28人と最高時よりも減っております。減っておりますけれども、保育所に入れたいと思っても待機児童がいるということは、これは事実な問題であります。定員オーバーについても、これは4月1日時点でありましてけれども470人について児童数が507人、37人がオーバーで、率にしますと107%。ですから、国の基準から見ると定員オーバーは低いんですけども、後で述べますけれども施設の整備の基準なんかあるんですね。そういう意味では、定員オーバーとか待機児童があること自体が、子どもたちの保育にとって好都合ではないというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの待機児童解消するための、吉田保育所については増築したからいいんですけども、鹿島保育所についても増築しながら定員をオーバーと言ってもこれは国県からの許認可を得て定員増を図ったということでございますので、その辺は十分ご理解を賜りたいと思っておるところでございます。これは、やはり現在のところ28名の待機児童ということで、先ほど申し上げたとおり逢隈保育園が18名がいるということでございます。これは、待機そのものの児童に対しましても、ご案内のとおり昨年から逢隈児童館と逢隈保育園そのものがセットでやっているのと申しますのは、指定管理者制度を導入させてもらって、その中で今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 先ほど町長は、新しい保育所を1カ所つくるのは難しいと、一般的に少子化がどんどん進んでいるんで、保育所をつくっても果たして定員満たすかとか、そういうこともあると思うんですけども、いずれにしてもお母さん方の働き方が変わっているんで、保育所は少子化の中でもふえると思います。ちなみ

に、亙理保育所の建設ですね、これは昭和60年3月に今の場所に保育所を建てたんですけれども、そのときの建設費は2億1,000万円ですね。ですから、それには国と県の補助金も含まれていて2億1,000万円なんで、財政の問題じゃなくて子どもたちにどういう保育をするのかということ、ぜひ保育所の増設について十分検討する必要があると思いますけれども、その点についてもう一回答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亙理地区の問題、亙理保育所が昭和60年3月で23年経過しておるわけでございますけれども、現在のところ7名の待機者がいるということで先ほど申し上げたわけでございますけれども。そういう中で、ご案内のとおり亙理小学校の西部分に亙理町中央児童センターを建設のための本年設計の委託をし、平成21年度に建設に向けて準備をしておるわけでございます。その中で、それらは保育所と別なんですけれども、それらの対応ができないかということもあわせて現在設計の段階で検討しておるところでございますので、ご理解賜りたい。ということは、亙理中央児童センターをつくってまた亙理保育所2億円ということでございますけれども、その当時よりも物価高によりましてその1.5倍くらいにかかるということから、現在のところ亙理小学校西敷地内につくるその中で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 保育所はつくるのが難しいという中で、中央児童センターをつくって待機児童をなくすようにしてみたいと。目的が違いますから、果たして中央児童センターをつくったから待機児童をなくすことができるのかということは疑問ですけれども、具体的に待機児童をなくすために保育所をつくらなければどういう取り組みを今後するというふうに考えていらっしゃいますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在のところ、待機児童そのものについては現在ありますけれども、先ほども鞠子議員さんがお話しのとおり、議員さんは人口が減っても少子化であっても子どもたちがふえるんではなかろうかというお話があったようでございますけれども、それらの子どもたちが果たして亙理町そのものがふえるかどうか、それらの推移を見ながら今後検討してまいりたいと。と申しますのは、一時

亘理町の人口も3万6,000人が、今3万5,600人程度にやはり300人ほど減っております。これについては、子どもが減ったという数字ではなく、高齢者の方々の死亡の件数がふえておるのかなど。そしてやはり、子どもたちの生まれる数も減っておるのではなかろうかということで、一時、一昨年3万6,000人に到達して3万6,000の方々に記念品をお上げしたところ、その後年々減って行って3万五千七十六何人というそういう数字になっているということで、もう少しそれらの子どもたちの数の問題を推移しながら考えてみたいものだと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。政府に対して、施設整備や職員配置についての全国一律最低基準を廃止したり、保育が必要な子どもへの保育提供に市町村が責任を持つ現在の方式から、保護者と事業者が直接契約を結ぶ方式に変えないよう要請してはどうかであります。ちなみに、施設基準でありますけれども、2歳未満では乳児室が1人当たり1.65平方メートル、保育室3.3平方メートル、2歳児以上では保育室または遊戯室が1.98平方メートル、1人当たりです。職員配置については、乳幼児、0歳児、児童対保育士では3対1、1歳・2歳児は6対1、3歳児は20対1、4歳以上は30対1になっております。

ちなみに、保育制度の新たな仕組みなどを検討している厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の少子化対策特別部会が9月3日開かれましたけれども、全国私立保育園連盟また全国社会福祉協議会全国保育協議会及び日本保育協会の方々が最低基準の撤回やまた事業者と保護者が直接契約することに反対するという意見を述べております。以上のことを踏まえて、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問の詳細内容については、町の方には全然通知がございません。そこで、県に問い合わせたところ、政府においては地方分権行革推進委員会において検討されている。それについては、2007年から2009年までの3カ年に地方独自の基準を定めて、保育行政を行うなどの提言の中で検討されている案件でありまして、提案事項になっているものではないとの回答でありましたので、今後この地方分権改革推進委員会の動向を注視してまいりたいと思っております。

るところでございます。以上でございます。

3 番（鞠子幸則君） 以上で終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、鞠子幸則委員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番、佐藤アヤです。

私は、2点について質問いたします。

1点目、「子ども農山漁村交流プロジェクト」についてお尋ねをいたします。小学生が農山村や漁村に長期宿泊滞在し、豊かな自然の中でさまざまな体験学習をする「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。初年度に当たる今年度は、全国から230校、約2万3,000人の子どもたちが参加する予定です。5年後には、全国すべての小学校約2万3,000校、1学年120万人の参加を目指します。そこで、3点について質問いたします。

1、過疎化と高齢化が進む農漁村地域に、子どもたちを呼び込むことで地域に元気を取り戻し、活性化が図られるチャンスと考えます。受け入れ、地域の整備等はどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。子どもの農山漁村交流プロジェクトにつきましては、お話のとおり総務省、文部科学省及び農林水産省の3省連携によるところでございます。本年度から5年後を目途に、全国の小学校において1学年規模、すなわち現在のところ最初は小学5年生という形になっているようでございます。そこで、農山漁村との交流を行うことを目標に、学ぶ意欲や自立心、そして思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子どもの成長を支える教育活動として、農山漁村での1週間程度の自然体験、集団宿泊体験活動を推進しよう

とするものでございます。

そこで、本町ではこれまで町内の小学校における農業体験や新規就農者の受け入れを行ってきましたが、今回のプロジェクトにつきましては基本的には100人規模の小学生の農家などへの宿泊を想定しております。農家への宿泊を想定しておるとい、したがって今後モデル地域の状況把握、学校側や体験時期のニーズ、さらには受け入れる側の作業への影響、そして100人程度ということでございますので安全対策等を踏まえ、本町で受け入れが可能かどうかを含め、やはりこれらについては農家等々との関係機関と検討してまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今回モデル地域を募集したところ、決定したのが宮城県では加美町とそれから南三陸町、両方ともグリーンツーリズムの推進協議会というそういう中での決定をしているようです。全部仙北というところで、私はぜひ亘理のこの町に漁村というか、民宿等の活用も考えられるのではないかと思います。また、あと鳥の海温泉もありますので、そういう部分で体験室もありますので、そういうのを活用して本当に国でしっかりと370億円という予算をつけての事業ですので、農業の部分それから漁業の部分に子どもたちが本当にすばらしい亘理町のそういう部分をしっかりと勉強していただいて、そして農家の方たち、漁業の方たちが活性化というか元気になっていただければ、本当にありがたい事業だなと思っております。そういう部分で、町はもうちょっとこの部分に力を入れて取り組んでいていただきたいと思っておりますけれども、その点もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業については、ただいまお話しのとおり仙北の加美町と南三陸町で取り上げるということになっているようでございます。そういう中で、やはり100名程度が学習にくると、そして1週間程度宿泊すると、それでの漁業あるいは農業の体験学習をするということでございますので、これについても先ほど申し上げたとおりやはり農業であればJAの農協さん、さらには漁業であれば宮城県漁業協同組合亘理支所ともいろいろと調整をしながら検討してまいりたい。これについて、やはり受け皿となる施設、例えばただいまお話しのとおり民宿

あるいはわたり温泉島の海ということでございますけれども、それらの内容も踏まえて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） ぜひ、検討ししっかりしていただきたいと思っております。亙理の荒浜には、民宿という看板が書いてあるところが何軒もございます。そういう中で、忙しい時期でなくていいんだそうです。この間県の方に行ってちょっと勉強させてもらいましたけれども、そういう農繁期でなくて農閑期の時期にでも利用できるということで、本当に子どもたちが農業のそういう現場に入ってお米の大切さ、あとお魚に触ったこともないような本当にそういう体験を、そういうことを目的とした事業なんです。そういう部分で、亙理は海もある山もある、農業もあるそれからいちごも、本当に何かいろいろな部分で子どもたちを引っ張るだけの力があるのではないかと思います。

ちなみに、1泊2日約8,000円くらいの予算が1人に対してつくということで、本当に3人、4人子どもさんを受け入れれば2万4,000円とか、そういうきちっとしたお金にもなるということで、農家の方、漁業の方、民宿の方が元気になるのではないかと思います。やっぱり、町の方が子どもたちも含めてみんなが元気になっていく方向を、町長がみずから先頭を切っているいろいろな部分でやっていくべきではないかと私は考えますが、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 1泊2日何千円というお話でございますけれども、この事業は1週間というスタンスで受入体制をつくらなければならない。今、亙理町内にも民宿そのものがありますけれども、果たして100人程度の寝具、そういう体制がとれるか。亙理温泉ですと大広間を1週間開放することが、この営業あるいはほかのお客さんとの関係、それらについてやはり検討しなければならない。そして、最も大事なのが体験を、農業であっても漁業であってもセットで考えてもいいという、要するに農業については3日間、漁業についても3日間というような分け方もあろうかと思いますけれども、その受け皿となる宿泊施設、あるいは事故があった場合、あるいはそういうことも想定しながらやはり検討しなければならないと思っております。これらについても、やはり関係機関と連携をしながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 関連があるので、2 番目に移ります。郷土の特徴や文化をきちんと把握した生きた教材として、地域リーダーの養成が課題となると考えますが、お考えを示してください。この地域リーダーというのが、推進協議会の立ち上げたり、あとそれからいろいろな勉強会の指導者になる方です。そういう部分での地域リーダーの養成が必要と考えますが、町長のお考えをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この内容については、町の方では生涯学習課的な内容となりますので、教育長の方から答弁をさせます。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 地域のリーダーということでございますけれども、「古きを訪ねて新しきを知る」ということわざがありますように、郷土の歴史や文化を後世に伝えていくことが私たちの大きな務めであると考えております。本町では、小学校における社会科の時間に副読本を使用しての文化や歴史を勉強するとともに、6 年生を対象として現存する史跡や遺跡を実際に見学する文化財めぐりを実施しております。そのほか、総合学習等での農業体験や昔の遊び等で地域の方々にお世話になっているところでございます。また、一般向けに公民館等でございますけれども、文化財めぐりやあと吉田公民館主催の歴史探訪講座などを実施し、郷土の歴史を学ぶ機会を多く設け、郷土への関心や愛着心を養うことに努めております。

ご質問の生きた教材としての地域のリーダーの養成についてですけれども、これらのような講座や体験活動、主に小学校ですけれども農業体験をやっておりますが、その体験活動を継続的に実施していくとともに、既存の文化財保護委員会や郷土史研究会、それから芸術文化協会や産業機関などの指導や協力をいただきながら、郷土の歴史や文化、産業の継承並びに人材の発掘に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） この地域リーダーというのは、ちょっとこの子ども農山漁村交流プロジェクトの部分での交流が始まったときに、子どもたちが来たときにこの地域のいろいろなことを教えてあげたり何かするというような地域リーダーの養成

ということで質問をしたつもりでいたんですけれども、もちろん今の地域リーダーの中でも子どもたちにしっかりと町のいろいろな特徴とか文化的なことはきっちりとお話ができると思うんですけれども、ちょっと違って農山漁村のその地域リーダーという部分では、どのようにお考えでしょうか。

町 長（齋藤邦男君） 教育長。

教育長（鈴木光範君） 質問の趣旨が少しずれたというか、この問題が郷土の特徴や文化でありましたのでそちらの方からお答えしたんですが。産業面についてお話ししますと、今も言いましたけれども小学校では亙理と荒浜はしていない、別なことをやっておりますけれども、そのほかの小学校では農業体験を十分に取り入れて、地区のリーダーの方とかお世話をいただきながら進めているところでは。

それからまた、産業面に関しては中学生は職場体験というのを2日から3日ほどやっております。去年でしたか、荒浜中学校が県の方から5日やってみろと言われてたわけなんです、5日間。それで、荒浜中学校では現在のところですけども、町内で産業とか職場で5日間も働いている子どもたちの面倒を見てくれるという職場はありませんでした。それで、中学校の校長先生は大分苦労しまして、3日間今までのとおり職場体験をやったと。あとの1日は漁業と農業の、農業では神宮寺だかでりんごの摘果だか何だかやったようですけども、あと漁業では荒浜漁協さんの協力を得ながら漁業の話、実際に仕事まではいかなかったようですけども、そういうような職場体験をしておりますが、これは大変よいことで宿舎とかそれから合宿というんだかをするのはいいんですけども、こちらは受け入れる方なんです、なかなか今の環境ではこれからのことになるんでしょうけれども、受け入れるリーダーになる方が専門的におりませんので、地域の方をお願いするようになりますけれども、なかなか難しい現状だなど思っているところです。

それで、図書館では図書館ボランティアがありますが、郷土資料館にも少し違いますけれども郷土資料館の歴史ボランティアなどもこれから養成していかなきゃないと思っておりますが、産業面ではなかなか難しい点があるなど思っているところです。以上です。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 今年がスタートで、5年後には全国みんなの小学校で始まるんです。5年後、1学年小学校5年生を対象にしたこの事業です。それに向けて、やっぱり町の取り組み、受け入れるにしても出すにしても、やっぱりきちっとしたものが5年後にはスタートしますので、そういう部分で地域のリーダー、あと受け入れ先とかもう少し具体的にお話をお聞かせしていただきたいなと思ったんですけれども、今のお話ですとまだ今の地域のリーダーの部分でもなかなか難しいというご答弁でしたので、3点目に移ります。

総務省、文部科学省、それから農林水産省、あとそれから環境省の方でも応援しています。この3省が推進している事業ですが、本町においても担当課と連携は重要と考えます。どのようにとっていかれますでしょうか、お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、先ほどの教育長の答弁の中でございますけれども、この事業は例えば東京、大阪、神奈川とか兵庫県とか、そういう都会の方々が農山漁村ということで現在の農村漁村に対してこの事業が展開されると。例えば、亘理町の小学5年生が山の方に行くのか、そういう全国全部といっても、そういうあくまで都会の方々が農山漁村に来て体験学習をするということ、まずもってご理解をいただきたいと思います。

そこで、ただいまの質問についてはやはり担当課との連携は最も重要であるということは、私も十分理解をいたしております。現在のところ、この事業展開をするためにはやはりまずもって教育委員会、そして企画財政課、そして産業観光課が主管的な内容になりますけれども、やはり町全体の関係課が調整をしなければならないと思っておるところでございます。そういうことで、やはりこれらの関係機関というか、県あるいは国そして受け皿となります亘理町のただいま申し上げました関係課よりも、全体で取り組まなければならないと思っております。

そういうことで、今後ともいろいろこの関係課の調整、あるいは亘理町にきたいという町村受け入れそのものについても、いろいろと検討しなければならないのかなと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 今町長が、都会の子どもと言っていましたけれども、今後の見通

しとして加美町の方には9月3日から5日まで、私立のウルスラ小学校が行っております。また、9月には栗原市の花山小学校の4、5年生が26人を受け入れるというような、そういう、だから都会の子どもだけでなく全国のどこの小学校でもこの事業は取り入れますので、その部分町として考えていただきたいと思いません。

それでは、次の質問に移ります。2番目です。自主防災活動における災害時の要援護者対策について。災害時適切な要援護者対策が重要となってくると考えますが、現在の本町の個人情報保護条例のもとでは、迅速な対応が難しいと考えます。個人情報保護条例の改正を含め、どのような対策をお考えですか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えする前に、この案件については今年の3月定例会において鈴木高行議員さんからもご質問がありまして、お答えをいたしておるところでございます。

まずもって災害発生直後は、公的機関の支援の手が分散したり届かなかつたりと、十分な災害対応が不可能であると予想されます。したがって、自主防災組織の結束力といいますか組織力が大変重要な役割を果たすものと考えておるところでございます。そのためには、「自分たちの地域は自分たちが守る」という協働の精神が最も基本的に自主防災組織の必要性を住民の方々にご説明を申し上げ、各地区において結成されるようお願いをしておるところでございます。現在75団体のうち51団体が結成しておるということでご報告を申し上げておきます。その自主防災組織活動の一環として、地域における災害時要援護者に対する支援や介助は必要不可欠であるということで、町でもそのように取り組んでおります。

したがって今後、自主防災組織に対しまして作成をお願いする予定であります。災害時に支援及び介助等を必要とされる方々の名簿をもとに、町内一本化した名簿の作成、管理し、毎年更新できるようなシステムで、町と自主防災組織等が連携し、実態に合った情報を共有していきたいと考えております。

具体的には、行政区長さんあるいは民生委員の方々のご協力をいただかねばならないということでございます。その中で二つ考えられることは、まずもって手挙げ方式といって「災害時にはぜひ支援してください」と申し出のある方、また

2点目が同意方式とって「災害時以外には使用しないので、名簿に登載してよいですか」と同意をいただいて作成する方法の、二通りがあるかと思います。

今後、亶理町自主防災会連絡協議会において検討していきたいと思っております。これについては、自主防災連絡協議会そのものについては、8月6日、自主防災組織体の会合において協議会を設置させていただいておるところでございます。

最後に、亶理町個人情報保護条例の改正についてであります。これは個人情報の保護に関する法律第5条に基づきまして、本町がとるべき個人情報の適切な取り扱いを確保するために必要な施策を定めたものであり、現在のところ改正については考えておらないところでございます。町といたしましては、ただいま申し上げましたように、本人あるいはご家族の方々のご理解をいただきながら、自主防災組織、行政区長さん、民生委員さんと協力しながら、名簿等の作成や避難時における要保護者対策などについて、できるだけ早い時期に取りまとめを考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 亶理町の個人情報保護条例の8条に、利用及び提供の制限という中で書いてあります「実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的で個人情報を利用し、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその限りではない」、その中に、まず「本人の同意があるとき」、それから「法令に定めのあるとき」、また「個人の生命、身体または財産の安全を確保するため緊急かつやむを得ないと認められるとき」という部分で書いてあります。これは、目的以外の目的でという、それは例えば福祉課であれば福祉課の目的、総務課であれば総務課の目的で、目的以外の目的でという部分のそういう中で、共有ができない、この個人情報保護条例のもとでは各課のそういう部分での情報の共有ができないことになるのではないかと私は考えました。

その目的なんですよね。福祉課の目的、障害者のところの把握とかはあるんですけども、総務課の方でしたら消防団とかそれから自主防災組織とか、そういう部分で行政区の区長さんと民生委員とのその連携の部分では、この個人情報のもとではちょっと難しいのかなと考えましたので、今回質問をさせていただきました。

そういう中で、書いているところがあるんです。ここは、東京の渋谷区ですかね、「区長は震災発生時の火災、要援護者の救助または援護する体制の整備、または災害時要援護者が被災した場合の援護を行うため、次の方法により必要な個人情報と共有させることができる」の規定を追加したと書いてあるんです。そういう部分で、この目的外利用を行うことの中に自主防災組織、それから民生委員、消防団、消防署及び警察署に対しての外部提供を行うということで、きちんと明記をしている条例がありましたので、こういう部分ではっきりと町でしていくと、民生委員の方と区長さんの情報の部分、「個人情報だからね」というのではなくて、「これはちゃんと確認できていることなので、ちゃんと共有できるね」という話であれば、安心してそういう要援護者対策がもっと具体的に進むのではないかと私は考えますけれども、このことについてどのようにお考えでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それらの内容、共有できる内容そのものについても、まずもって名簿作成の際に先ほど申し上げたとおり、要援護者の名簿は手あげ方式、私がこういう災害があった場合については手挙げ方式で「ぜひお願いします」ということで登録する場合と、そして同意方式ということでこの部分についてはほかの災害時以外には使わないんだよと、あくまでも災害時の場合については私を要援護者として同意しておきますよということで、二通りあると申し上げたところでございます。それを、例えば災害以外事件が発生した場合について、ほかの分野まで使えるのが可能かどうか。先ほど申し上げたとおり個人情報保護法の第5条、そして町の条例を十分やっぱり精査し、今東京の渋谷区という内容もどのようになっているか、そういう事例も精査しなければならないと思っております。そういうことで、今後いろいろと研究を重ね、さらには個人情報保護法をほかの分野まで使えるのか、例えば互理町あるいは自主防災組織で持っていた資料を町あるいは消防署、消防団、各団体にコピーで登録した方、それが果たしていいのかどうか、その辺も十分今後精査して対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 町では、自主防災組織が51地区ができたという部分で、やっぱり

やりやすいように、せっかく立ち上がっても一番のこの自主防災組織の目的はそういう災害弱者の方を守ることが一番大事なかななんて私は考えます。ぜひ、個人情報の部分で担当してらっしゃる方が迷わないで、スムーズにいろいろな横の連携がとれるように、いざというときに横の連携がとれるようにしていただきたいと考えます。以上で質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休憩。

午後0時05分 休憩

午後0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は、今年の10月1日から本期間に入ります大型観光宣伝キャンペーンであります仙台・宮城デスティネーションキャンペーンについて、この取り組みについて町当局の見解を伺いたいと思います。

既に、キャッチフレーズでもありますように「美味し国伊達な旅」となっておりますこのDCですが、早いもので来月の1日から始まるということであり、そこで町長伺いますが、本期間における本町の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま小野議員さんもお話のとおり、10月からは大型キャンペーンDCの本期間に入るわけでございますけれども、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの取り組みといたしましては、イベントで誘客を図ることを考えておるところでございます。まずもって10月5日には、これは例年行われている事業でございますけれども荒浜漁港水産まつり、さらには10月26日には亙理とことん商人祭り、さらに11月にはとれたて収穫祭、そして11月16日には荒浜漁港大漁祭りと、商業、農業、漁業の一大イベントが開催されますので、盛大にこ

これらの事業をPRしてまいりたいと思っております。

また、宮城県の地方振興事務所、振興事務所というのは宮城県内に8事業所あるわけでございますけれども、この地域部会8部会を設置し、その地域の特色を生かした事業を展開しておるところでございます。本町といたしましては、ご案内のとおり名取市、岩沼、山元町の2市2町による名亘地域ということで、名取・亘理と書いて名亘地域部会を組織いたしまして、次の事業を計画しております。

一つには、デスティネーションキャンペーンをPRするため、今月24日、25日の2日間、匂当台公園市民広場において「来てけさいん・秋の特産市」を開催し、各市町の地場産品をPR、そして観光PRを行い、本DCに向け観光客の誘客を推進してまいりたいと思っております。また「伊達なバスの旅」、これは日帰り事業でございますけれども、これについては山元町との共催による「海の幸・里の幸いっぱい秋の味覚ツアー」を開催し、匂の亘理、山元の地場産品をたっぷり提供する計画であります。

また、本町単独といたしましては、新鮮な地場産品や郷土料理、はらこ飯、さらにはわたり温泉島の海を利活用してのバスの旅「荒浜漁港鮮魚お買い物・はらこ飯温泉ツアー」を3回計画しており、1日を本町でゆっくりとくつろぎいただける日帰りのバスの旅を考えております。そして、農林水産省主催の山村・漁村の郷土料理百選に選定された郷土料理はらこ飯のスタンプラリーなども、町内飲食店のご協賛をいただきながら企画しておるところでございます。現在のところ、町内のこのはらこ飯のスタンプラリーについては、26飲食店が加盟することになっておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長から、具体的にお聞かせいただいたわけでありますが、私はこれからちょっと質問したいんですが、今10月1日からオープニングセレモニーということでJR含めて仙台駅の2階で特別イベントということでセレモニーがあります。こういったセレモニーに、町長としては出席予定はあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。10月1日に仙台駅で0時半からオープニングセレモニーがあるんですが、こういったものについては。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、今担当課に聞いたところ、案内状をまだお読みになってい

ないようでございます。案内状が来ましたら、ぜひ日程調整しながらぜひ参加をして、亘理町のPRを積極的に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 案内状がまだ届いていないということですが、ちょっと具体的にこの主なやつを、今回のイベントの取り組みでは、今町長さんがさっき言ったように、亘理町のイベントを含めて1,100件の特別企画があるようであります。

一つの例は、秋の仙台七夕ということで、一番町に七夕を飾って全国のお客さんに見てもらおう。あともう一つは、栗原市では皆さんもご承知かと思いますが、ラムサール条約登録の湿地帯、伊豆沼・内沼という湖があるんですが、そこにガンの朝日が当たったときに飛び立つ群れを観察してもらおう。また、栗原市ではもう一つ細倉鉱山ですね、この関連施設、国の産業遺産でありますこの栗原、細倉鉱山の関連施設を特別公開して、それも見てもらおうんだということであります。

そしてまた、松島町では今までにやっていなかった瑞巖寺の夜間の拝観、こういったものも計画しておるようであります。そして大崎市では、伊達武者変身体験といたしまして、鎧兜をお客さんにかぶってもらって戦国時代の気分を味わってもらおう、こういったものですね。そして、JRでは特にいろいろ最近の新聞をにぎわしておりますが、DCのSL列車の運転。特に、このSL関係特別列車の運転については、11種類の管内の運行が予定しているんだということであります。

それで、これから私質問しますが、身近なところでは今亘理町の取り組みを今町長から聞きました。それで、町内のJRの関係はどう動いているのかということですが、例えばお客さんを呼ぶわけありますから、例えば玄関先であれば庭を掃除したりきれいに整備をしてお客さんを迎えましょうという取り組みなんでありまして、今亘理の駅ではご承知のとおりホームの駅舎、待合室の新築、古くなった部分を別なところにちょっと移動して、新しいものを今新築中だと。そして駅の待合室、天井を全部張りかえていますね。あと壁のリフォーム、こういったものをやってそのDCに備えるんだということでありました。そしてまた、浜吉田の駅では待合室、それから駅舎の方、ペンキ塗装といいますか汚れ

た部分の塗装工事、そして今までにないようなホームの植木の職人を雇って業者を投入して手入れをしている。美しいお客さんの玄関口である駅の整備を、このDCに合わせてやっているんだということでもあります。

そして、それで例えばよそはこうやっていますよと。それで町では、このDCをとらえてどのような新たな施設の新築とか整備、こういったものを考える予定はあるのかどうか。ここをお伺いしたい。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまのDC関係でございますけれども、今ご案内のとおり町の顔であります駅舎の改修、リニューアルということで、亶理駅については特に亶理町の悠里館の白い建物に似合った駅舎改修ということで行われます。そして、浜吉田駅におきましても塗装工事をやると。そういうことで、今月の28日、日曜日、亶理駅においてこのDCに向けた改装のお披露目をするということになっております。

そこで、新たな事業といえますけれども、ただいま申された事業のほかに、亶理町はほかの36市町村よりもイベントするものが多いということでございます。ご案内のとおり8月15日のわたり温泉鳥の海、これらについては町だけでなく商工会、各団体、そして各踊りから山車とかいろいろと事業展開し、ご案内のとおり7万7,000人の観光客が見えた。それにあわせて、先ほど申し上げました水産まつりとか漁港まつりとか、亶理とことん祭りと、ほかの市町村、仙台市は別にいたしまして亶理町くらいイベント事業をやっておる市町村はちょっと、亶理町は特に今回のDCについては新たな事業ということで、先ほど申し上げました2市2町によるところの地場産品の仙台市勾当台公園でやる、さらには町単独でもはらこ飯・亶理温泉をPRするための観光バスの旅ということで実施するわけでございます。

そういう中で、ご質問がありました新たな施設の改修というか建築そのものについては、現在のところ考えていないということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 第4次亶理町の総合発展計画フレンドシッププラン21の中に、この観光事業について多様な観光機能の開発と教科という項目がありまして、この

中でこのように記載されてありますが、「地域の特性を生かした地域C I 事業」コーポレート・アイデンティティーですが、これを検討し、町から町外に向けての情報発信機能の充実をイメージアップの充実に努めますと、こういうふう書いてあるんですが。こういったことについて、例えば私はこのDC期間にイメージアップやるのが一番のチャンスじゃないのかなというふうに思うんですが、これについてどうですか、考えは。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この第4次の総合発展計画そのものについては10カ年計画ということで、実施計画については3年ごとのローリング方式でやると。その中で、特に今小野議員さんから言われたこの10月からのデスティネーションキャンペーンそのものについても、先ほど申し上げた事業で展開をします。今後ともこのDCだけでなく、年間を通じた観光のPRをしてみたい。そのためには町だけでなく、やはり商工会、各種団体との協力が必要ではなかろうか。すなわち、まちづくり市町村条例に基づくような協働のまちづくりの中での発想とか、それらによって計画をこの10カ年の中で進めるべきだと思っております。

そこで、DCそのものについては3カ月という限定でございますけれども、その中でもただ単に先ほど申し上げておりませんが、10月広島県で宮城県の特産市ということで亶理町が選定されております。はらこ飯の販売をするということで、1週間実施されるわけでございます。保養センターの職員と町の職員、あるいは商工会の職員4名で広島県でそごうというデパートで実施、それらのやはり県外に向けたPRも大事ではなかろうかと、そのような事業も展開しておるわけでございます。

さらには、ご案内のとおり私も宮城県だけでなく山形県の村山地方に、議員の方々にもご報告申し上げておりますけれども、6市町村そして山形新聞社さらには河北新報の山形支局にまいりまして亶理町のPRはもちろんのこと、それとあわせてDCの関係、さらにはわたり温泉島の海の利用客を推進すべくPRをしてみたいところでございます。そういうことで、山形県の村山地方の方からも若干泊まり、あるいは日帰り観光客もふえておるということで思っておるところでございますので、今後新たな事業そのものについては予算を伴うものについては財政的な問題もございまして、やはり議員の皆さんのお力そして職

員、町民のお力添えをいただきながら、亶理町をPRしてまいりたいと思っております。ところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 新たな取り組みとして、広島における特産市をやるんだということですが、後段の山形の云々については新聞にも載っておりましたので、私も拝聴させていただきました。

じゃあ、次に移りたいと思います。2点目の質問ですが、この期間における本町への観光客数、そしてまたその経済効果、こういったものの見込みについて伺いたいと思います。お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず参考までに、平成19年度の観光客入り込み数は約55万人で、そのうちデスティネーションが開催されます10月から12月まで、昨年の数字で申し上げますと約11万人となっております。今の数字は平成19年度、昨年度の内容、全体で55万人、そして10月から12月までについては11万人となっております。

そこで、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンにおきましても各種事業を企画していることや、今年2月にグランドオープンいたしましたわたり温泉島の海を核として海の幸、里の幸ともてなしの心を観光客等への皆様へ、全面的に展開してまいりたいと考えております。

そこで観光客数、経済効果等につきましては、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン事務局の宮城県の数字でございますけれども、宮城県の数字で申し上げますと、まずもって観光客入り込み数の目標で前年度対比4.1%の増の、宮城県全域でございますけれども6,024万人ということで想定をしているようです、まず。そのうち、宿泊客数では前年対比で10%増の904万人を見込んでおるところでございますけれども、本町においてはやはりわたり温泉島の海のグランドオープン、並びに各種イベントやはらこ飯の宣伝効果もあわせまして、5割増しを見込んでおるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長から、県全体のやつの見込みがあったんですが、具体的には亶理町内の部分を算出するのは不可能だという理解でいいんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そこで、昨年度そのものについては保養センターについては年間で13万人でございました。亙理保健センターそのもの、以前に比べて1年間で13万人。それに対しまして、本年の2月から8月末まで、先月までの7カ月間で既に去年の1年間と同じように13万人であるということ。そして、9月から12月までの4カ月間あるわけでございます。これらの数字は、4カ月間で7万2,000人ということで見込んでおりますと、13万人プラス7万人ということで20万人になると。そういたしますと、昨年13万人に対して今年20万人ということで、温泉だけで5割強ということとなると思っておるところでございます。

そこで、経済効果そのものについては、やはり来た後にどのくらいの人数、あるいは観光客の方々がいろいろとどういう品物、そういうところの数値を見て算定しなければそれらの経済効果そのものについては、今のところ実質見込めないのが現状ではなかろうかと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今答弁お聞きしたんですが、経済効果についてはなかなか難しい部分があるんだという理解をしたんですが、このDCの経済効果、観光客数、県では今言ったように私の記憶では観光客数見込みが6,000万人……。

町長（齋藤邦男君） 600万人。

1 番（小野一雄君） 600万人の観光客数は10年ぶりに800万人を突破したんだというよな……。

議長（岩佐信一君） 町長、6,024万人です。

1 番（小野一雄君） それで、このDCの総予算、こういったものはいろいろ調べてみますと3億1,300万円も投入しているんですね。亙理町内では50万円ずついろいろ抛出しながら、総予算でそのくらい経費をかけて大々的に全国から客を呼ぶんだということでありまして。まだ、町内の経済効果、こういったものについてはふたを開けてみないとわからないんだというように理解するわけでありまして、それでよろしいんでしょうかね、経済効果について、見込み。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 経済効果そのものについては、先ほどのわたり温泉島の海そのものについては前年度から申し上げますと7万人ふえるということで予想しており

ます。そのほかの、わたり温泉だけでなく各商店の方々へのお店に入っただけの食べ物あるいは買い物、それらについてはやはり現在のところ数字では見ておりませんが、実際の1店舗当たりの販売数とかそれらについての内容が、現在のところ試算ができないということで、これらの内容についてはやはり商工会ともいろいろ協議しながら、商店街のこの3カ月におきますところの客数、販売額、それらについてもお互いに共有しながら、経済効果の内容を算定していきたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

この期間における本町の観光拠点でありますわたり温泉鳥の海の活用課題について伺いたいと思います。この関係については、午前中の同僚議員からの質問もありましたけれども、私はこのキャンペーンを機会に我が町の拠点でありますこのわたり温泉鳥の海を全国にアピールしなくちゃいかんなど、このように思うわけでありまして、1人でも多くの観光客数を呼び込むようなカシオカタ、こういったものをどのように考えているのか、ひとつお聞かせ願いたい。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来、このわたり温泉鳥の海の利活用そのものについては各種の事業を展開し、そして鳥の海の利用度を高め、そして各方面から誘客というか観光客が来るようにと。そしてまた、JRさんをお願いをいたしております、電車の中にわたり温泉鳥の海というポスターを掲載してもらおうと。そういうことで、これからもJRそのものの利用度が一番最も大事なかなと思っております。そしてまた、JRさんでやっております「駅長お勧めの小さな旅」とか、そういうのをぜひJRさんをお願いしながら、やはり町だけではどうしても地元周辺市町村だけになろうかと思っておりますので、広範にわたるPRとなるとJRさんが最も必要なかなと思っております。特に、小野議員さんは出身JRでございますので、ぜひそういうアイデアがありましたら互理町に金のかからない方法でお願いしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） いろいろ表現いただきましたけれども、次の質問は先ほど特別企画のイベントとしてバスツアーをやるんだと。この関係について、ちょっと具体

的にわかる範囲で結構ですからお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 詳しい内容については、担当課長の方からご説明を申し上げますところでございますけれども、仙台駅を出発して日帰りであると。約40名の観光客を募集して、亘理町に直接来ると。もう少し具体的な内容については、産業観光課長からご説明を申し上げます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それでは、お答えいたします。

まず一つは、「荒浜漁港鮮魚お買い物」といまして、第1土曜日、第3土曜日に「浜っこかあちゃん」とか、あと「競市」が開催されます、漁協の。それにあわせて、仙台駅の方からバスツアーを募っております。これは募集は40名でございます、主催は宮交観光株式会社ということでやっております、内容的には荒浜漁港のミニ市場、それとわたり温泉島の海の給食ははらこ飯、あとはアセロラ園の方に行きまして、最終的には悠里館をお見せしまして、仙台駅の方に帰るといようなツアーでございます、お金は温泉とはらこ飯付きで5,200円という形でやっております。

あともう一つなんですけれども、「海の幸・里の幸いっぱい秋の味覚ツアー」事業ということで11月6日、この日は荒浜漁港の大漁祭りにあわせてバスツアーを展開したい。これは、荒浜漁港の方にお祭りに来てもらいまして、新鮮なお魚を買ってもらいまして、わたり温泉で給食しまして、山元町のりんご狩りとあと夢いちごの里の方を見学していただくようなバスツアーでございます。参加費につきましては、温泉・はらこ飯付きで5,500円。募集につきましては、40名でございます。主催は仙台バスツアー株式会社ということで、この中で仙台駅の方から町の職員が行きまして、ガイドを兼ねながら案内してくるといような企画を立てております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 昨年のプレDCのときもちょっと質問したんですが、今のはわたり温泉で昼食をとってもらおうと理解できるわけではありますが、特にわたり温泉そのものについてそういったバスツアー以外のお客さんに対する優待制度と言いますか、要するに先客何名には、はらこ飯を安く提供します、無料提供しますと

か、あとはお風呂ですね、入浴料をサービスしますとか、そういった優待制度をこの期間含めて考えているのかどうか、考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 総合的には、現在のところそこまで攻め込んだ内容になっておりませんが、わたり鳥の海マラソンが11月9日、現在募集中でございますけれども、1,000人を超えるマラソンが毎年実施されております。その際にも、警察ですかランニング等わたり鳥の海マラソンと、競技そのものについては個人競技とか親子ずれの競技とか年代的な競技で、16項目がいろいろ距離の問題、3キロコース、4キロコース、5キロコースとあと年代ごとの中で、現在わたり温泉が今年オープンしたことによって、今検討しているわけですがけれども第何位とか抽選によるわたり温泉の利用度のための今協議を生涯学習課と関係課と調整をしています。やはり、わたり温泉そのものの今後の相乗効果といういろいろな面でそういう1,000人以上の鳥の海マラソンに来る方にもさらに、利用度を高めるためにそういうアイデアで今検討しております。そういうことで、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひ、その方向でひとつ取り組みを検討していただきたいと思っております。ちなみに、来年のDCキャンペーンは神奈川・横浜と決まったということでありまして、遠くに行くばかりが旅行ではありませんけれども、私も身近な機関を利用してぜひともこのイベントにいろいろ参加してみたいなというふうに思っております。やっぱり、亘理に来てよかったなというような印象を与えるような対応もやっぱり必要だなというふうに思っていますが、町長はどうですか。このイベント等には参加する予定はありますか。

町長（齋藤邦男君） どこに。向こうに、神奈川。

1 番（小野一雄君） いやいや神奈川じゃなくて。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私は、現場百回といつでも申し上げておるところでございますので、そういうイベントそのものについては積極的に日程が競合しなければ、そちらを優先的に参加をして、この亘理弁でいろいろPRをしてまいりたいと思って

おるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） じゃあ、それでは次の質問に入ります。行政区の統廃合についてということではありますが、最後の質問であります、これは昨年12月の定例会の中で同僚議員からも質問の中でありました。町長の答弁の中で、行政区長の任期満了までにその統廃合についての結論を出したいというような答弁があったわけですが、その後の現状について伺いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、ただいまの行政区の統合につきましては、昨年12月にも安藤議員さんからご質問があったわけでございます。ご案内のとおり、本町の現在の行政区の数は75となっております。そこで、行政区の統廃合につきましては平成18年、一昨年ですけれども、18年の1月に各地区の行政区長会会長及び副会長にご集合お集まりをいただきまして、行政連絡区の見直し検討会議を開催したところでございます。

その中で、行政区の適正規模に関する項目として1行政区をおおむね100世帯から150世帯を最低基準として、最大世帯数をおおむね400世帯程度とし、これを超える場合は分区、分けるということですね、分区の方向で検討するという見直し案が決定されておるところでございます。その後昨年12月、先ほど申し上げましたとおり、議会においてご質問がございましたが、現状につきましては平成20年1月から、今年1月から亘理地区の区長会や統合分区を検討している7行政区の区長と打ち合わせを行い、また総会に出席し町から説明会等を行っておるところでございます。

現在、平成21年、来年の3月を目標に、現在のところ亘理地区といたしましては亘理の中町北区と中町南区、及び桜小路東区と桜小路中区において、統合に向けた協議を進めておるところでございます。町といたしましては、亘理町行政連絡見直し実施要項に基づきまして、関係住民の理解を求め、見直しを進めてまいりたいと思っておるところでございます。また、これまでも地区内におこる人口減や少子高齢化を背景に、行政区を越えた活動も見られますが、地域共同の中においても町内会と行政区の関係も含め、これからの地域づくりの観点からさまざまな考え方が生まれてくることもあると思っております。

それにつきましても、行政区や町内会等は地域社会の基盤でもあり、これまでも住民の方々の理解と協力があって成り立っており、今後とも関係住民の方々と十分話し合いをしながら、住民総意の上で進めたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 基本的な考えは、今理解したつもりでありまして、ちなみに今互理町の各地区の平均、どのくらい世帯数になっておるのかなということではありますが、私の調査ではこれは6月30日現在の互理町の調べなんです、1万1,140世帯で例えば75行政区だよという場合に、単純に割り算しますと148.5くらいになると。それでは、地区別にどのようなアンバラがあるのかということ調べてみますと、互理が4,401世帯で30行政区ということで、146.7。荒浜は1,348の11区ということで122.1と。吉田は、2,543世帯の19ということで133。逢隈が一番多くて4,806世帯の15区で320.4世帯。平均しても逢隈がもう今どんどん人口増加が進んでおりますから多いというのはわかるんですが。

先ほどの町長の見解ですと100から140くらいにしたいんだということでありまして、単純にオーバーするのは逢隈地区くらいというふうに考えておりますが、あとは互理でも下茨田地区ですか、あの辺がかなりふくらんでいるのかなということで理解をするところでもありますけれども、例えば他の今互理地区の7区についていろいろ進めていると、そのほかの行政区については今どんな状況にありますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、小野議員さんが各地区の世帯数の分析、そのとおりだと思います。特に、逢隈そのものについてはそういう数字になっておりますけれども、現実には下郡、早川、森房、牛袋の世帯数が多いわけでございますけれども、鷺屋地区ですと18戸数、そして蕨、榎袋が46戸、あるいは十文字町40戸、上の町51戸ということで、同じ逢隈地区であっても多い行政区と今言ったように50世帯以下の行政区もあるということでございます。

そこで、現実には逢隈と吉田地区には行政区で持っておる財産等がある。例えば、行政区内に公会堂の管理維持は、全部吉田地区、逢隈地区は全地区にあらうかと。互理でも、一部国道6号線の上の地区は持っております。そして、荒浜地

区についても一部高須賀道があるわけでございますけれども、そういう財産もあること、あるいは歴史的な背景もあるという、そして戸数は少なくとも戸数人口が少なくとも、所有している耕地面積とかが広い場所もあるということで、それらについても今後地区の区長会ともいろいろと協議をしながら、先ほど申し上げました基準等に沿った内容で区長の方々あるいは地域の方々のご相談をしながら、今後積極的というかそういう方向で進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 十分に理解したところでありますが、ひとつ住民本位の側に立ってやるんだということではありますが、ちょっと最後の質問、他の行政区についてはどうなんだという部分、何か今答弁不足のような気がするんですが、その辺ちょっと再度答弁願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについても、来年が区長の任期満了になるわけでございます。3年間の任期でございますけれども、これら他の行政区についてもその後どのようになっておりますかということで、この行政区問題については総務課と企画財政課が担当になりますので、各地区の区長会の総会というか定例会ということで、毎月開催されておりますので、その辺のことも会長を通じてお話しをし、どのような方向づけになるのか調査をしてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、9番。鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9 番（鈴木高行君） 9番鈴木高行です。これから、私は農地・水・環境保全向上対策についてご質問いたします。当局のご答弁、よろしく願いいたします。

農地・水・環境保全対策についてでございますけれども、農業用水路の一斉清掃は農家の作業であると通常思われています。そして、実際その作業に従事するのは耕作者であり、作業委託者は余り参加しない。そして、非農家の方々につい

ては全然参加していないというようなことが現状であると思います。このようなことでは、高齢化する従事者、少ない後継者等を考えると、農用地を取り巻く環境は先行き芳しくない。荒廃農地や絶対の活力低下にもなると思われます。

このような状況を踏まえ、農水省では平成19年度から5年間の期限付きで、水路の保全、管理への助成事業を始めました。これは、農地・水・農道等の資源を地域ぐるみで環境保全向上に取り組み、農地が持つ恵み、恩恵を知り、取り巻く環境を保全する組織に活動資金を助成するというような事業であります。

本町においても、齋藤町長は6月の議会において私のトップダウン、この事業を取り入れ、農地の環境保全を図っていくというふうな体制をつくる。そして、予算措置をして事業に取り組んでいくというような話をされました。実際、昨年からは始まって今年、1年半事業を推進している中で、地域の住民にこの事業がどのように理解されているのか、また地域ぐるみの事業でありますから、地域ぐるみの参加状況や事業の目的達成に対する、5年間ですけれども、現在の進捗状況等について、どのようになっているか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまのご質問の事業の進捗状況と理解度についてでございますけれども、本対策は力強い農業構造の確立、そして効率的な農業生産を目指す品目横断的経営安定対策と車の両輪をなしており、担い手農家の経営の効率化や担い手農家及び集落営農の育成の下支えを目的とし、平成19年度、昨年度からスタートした事業でございます。

対策では、集落における高齢化や混住化により、農地や農業用水路、農道等の資源を適切に保全することが困難になってきている状況の中、それらの資源を将来にわたって適切に保全するとともに農村環境を守っていくことを、農業者だけでなく地域ぐるみでの取り組みによる活動の構築を支援することで実施しており、本町においては本対策に取り組む上で対策の制度等を考慮し、かつ集落間の公平性を重視した上で、町内全域を活動範囲とし、関係75行政区すべて参加する手法をとっておるところであります。

現在、活動組織としては逢隈北部、逢隈南部、亘理地区、荒浜地区、吉田東部、吉田西部の六つのブロックに分けまして資源保全隊が設立しており、平成19年4月に本町と活動における協定の締結をいたしております。この資源保全隊、

6 団体と町が協定の締結を行っております。6 地区合わせた協定面積においては、町の農地3,223.5ヘクタール、農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金は、昨年度は4,942万800円となっております。

そこで、主な活動といたしましては、三つに大きく分けることができます。第1点目が水路の泥上げ・道路の砂利敷き等の基礎活動、第2点目が道水路の草刈り及び維持管理等の農地・水向上活動、第3点目が清掃・植栽等の農村環境向上活動となっており、これらの活動を各行政区で検討計画しながら実施し、活動費の配分を行っております。また、これらの内容を広く町民の皆様にご理解いただけるよう、資源保全帯において広報紙を作成し、1月と5月に全戸に配布し、啓発を行っております。2年目に入る今年度も、継続しておこなっていくことになっており、町といたしましてもその活動を支援していく考えであります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、この事業費年間約5,000万円、町としても多分4分の1の支出をしていると思います。この5,000万円の事業で5年間やると2億5,000万円ですね。相当の金額になると思います。そこで、この年間5,000万円の支出内訳、人夫賃、消耗品、その他どのような支出を行っているか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この5,000万円の財源でございますけれども、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1という制度になっております。（「変わったんですか。4分の2、4分の2、4分の1でないんですか」の声あり）4分の2、4分の1、4分の1ということで、もともとの制度そのものはそういうことであつたわけでございますけれども、県の財政が厳しいということで、4分の2、4分の1、4分の1というところで、昨年度からそういう数字になったということでございます。なお、昨年分析した内容については、担当課長から申し上げます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それでは、先ほど農地・水環境保全向上対策事業5,000万円の内訳でございます。先ほど町長が答弁したように、本来ならば10アール辺り4,400円支給されるはずだったんですけれども、地方裁量ということで宮城県自体

がこのお金に対して支出するのが困難だということで、亶理町の場合はこの農地・水保全向上対策事業というのは用水がご存じのように山手の方にありまして、この用水から太平洋の方に皆取水している状況でございます。そういう観点から、全区で取り入れるということで、1行政区の単位くくりがかなり大きいということで、県の先ほど言ったように地方裁量の観点で、普通ならば50ヘクタールから200ヘクタールが1くくりなんですけれども、亶理町の場合は500ヘクタールから700ヘクタールと大きいくくりになっております。そういう観点から、4,400円の補助金が半分の2,200円、そいつの国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1ということで、先ほど議員さんがおっしゃられたように1,200万円ほど町が支出している状況でございます。

その中で、全体的に4,942万円の内訳なんですけれども、その中に基礎活動ということでございますけれども、これが先ほど言ったように草刈り、あと水路の江払い、あと農道の砂利敷き、あと荒廃農地の草刈り、それに支出した金額が全体のパーセントで申し上げますと45.4%で約2,243万4,000円ほど支出しております。また、誘導活動といたしまして、6支援隊の方に破損施設、水路の破損施設とかあと水路の浚渫、そういうかかる経費、また施設の点検、あと皆さんご存じのようにグラウンドカバープランツといいまして、草が生えてこないように黒いカバーをしまして、それに草花を植える事業、あと草を刈るための機械を導入しました。あと、環境美化の観点で植栽活動とか清掃活動、もろもろに使っている金額が42%ほどでございます。

あとの10%なんですけれどもそれは保険、要するに草刈りそういうもろもろに要するために、全6支援隊の方に草刈り等の保険をかけております。これが1.5%でございます。あと、管理運営費といたしましてこの事業の取りまとめにつきましては、土地改良区に委託しております。そういう委託費、またいろいろ6支援隊の役員等の研修、出張等がありますので、その経費として9%ほど計上しております。全体的に4,942万円ほどの計上になっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 私、冒頭でも申し上げましたけれども、この事業に参画している支援隊の中身の内容は、耕作者が主だと。そして、委託者もそんなわずかにしていない、作業委託ですね。非農家については、まるきり参加していないというよ

うな認識をしていると申し上げました。実際、支出内訳を見ると46%が作業賃金、2,240万円ということですね。そのほか、支援隊の方に42%だと。まあ、消耗品もあるだろうし機械もあるだろうし、この中の支援隊の中での活動というのは、地域を取り込んだ活動に実際はなっているのかなっていないのか、実態ですね。その辺をお聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問は、通告の3番の実態ということで、農家と非農家の割合と人数で……。

9番（鈴木高行君） そのときは、別に聞きます。

町長（齋藤邦男君） そうですね。そうしますと、今の分については保全向上との課題という1番……。

9番（鈴木高行君） いや42%の支出、これが支援隊の方に行っている、その辺の中身でどういう参画をしているかというようなことです。費用の内訳。

町長（齋藤邦男君） 内訳、その辺については担当課長から答弁させます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） じゃあ私の方から、まず先ほど鈴木議員の方から非農家の参加率がなかなかというような言い方だと思うんですけども、その辺をまずご報告を申し上げます。まず江払いにつきましては、非農家の参加率が38%でございます。あと草刈りにつきましては45%、砂利敷きにつきましては32%、ただこの中で非農家というとらえ方なんですけれども、あくまでも農家のとらえ方は実行組合に入っている人が農家でございます。それ以外の要するにPTA、または婦人会、あと老人会、あと青年会、消防団、そういう人たちはみな非農家としてとらえてカウントしている状況でございます。そういう数値が出てくるのかなということでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今、産業観光課長が支援隊の中身で、いろいろな各種団体の参加で草刈りとかそういうのを実施していると。確かに参加していると思います。しかし、そこに支出している金額、これはどの程度になっているのか。消耗品だってこの支援隊の中で農家の方々が使っている、実際の実行組合が使っている費用の方が大きいんじゃないかなと、私は感じるんですね。そうすると、基礎活動が

46%、あとそういう支援隊の分が42%であるけれども、実際に人件費として、人夫賃として支出している分の方が46%なんかじゃなくて、70%、80%くらいまで行っているんじゃないか。やっぱり、この地域ぐるみのこの事業を持つていくためには、今からの農業、そういう農家の従事者、後継者だけではやっていけない。そのために、こういう地域ぐるみで農地を守る、環境保全すると、そして向上を図るんだというような目的、大きな目的があるので、これらの方がいかにアプローチしていくか、それが大切なことだと思うんですね。

だから、その支出の中身で私はそういう人件費、人夫賃というような形じゃなくて、もうちょっと地域を巻き込んだ支出の仕方、そういうことがあるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 大変、私の説明不足が誤解を招いているのかなと思うんですけども、まず先ほど45.4%、2,200万円は完全的なこれは日当でございまして、42%の内訳をまずじゃあ明確にいたします。先ほど言いましたように、誘導部分なんですけれども、施設の修繕また浚渫に使っているお金が約600万円でございます。これはほとんど、労働に対する対価でございます。あと基礎誘導と言いまして、施設点検、機能診断、計画策定、これが110万円ほどでございます。あとグランドカバープランツ、これが600万円でございます。グランドカバープランツというのは、先ほど言ったように草花を植える事業でございます。あと機械導入、モアという機械を導入したんですけれども、草刈りに。あれに35万円ほど。あと、環境美化ということで植栽活動につきまして400万円。あと清掃、環境美化清掃活動としまして220万円ほど。この中で、環境美化の観点の植栽活動とかあと清掃活動、これにつきましてはほとんど労力の対価でございます。

というのは、植栽につきましては花とか草、土とかそういうもろもろのお金でございまして、ただ植えるための皆さんが集まってもらったときに一服代としてペットボトル1本ほど提供している状況でございます。また清掃活動につきましても75行政区、月々1回の行政区もあるし、年に3回の行政区もあります。ただ、うちの方で今支援しているのが年1回だけ要するに清掃活動としてペットボトル、茶菓代を計上している状況でございます。そういうことで、全部が全部要するに労務費の方に労賃として支払っている状況ではないことを、ここでお話し

したいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私、質問の中で地域の住民の方にこの事業がどのように理解されているのかという質問をしていますね。そして、あとこれは1年半だけれども、実際は5年間の事業期間がある。考え方によっては、今から3年半あるという考え方の人もいれば、あと3年半しかないという考え方をする人もいる。そうした場合、この事業の目的を達成するために、当局は1年半で浸透等とかそういうものを考えて、住民に理解されている度合い、進捗状況ですかね、また事業の進み具合。私も、今グランドプランツというのは黒いビニールをして花を植えているところを何カ所か見てきました。あれも、多分共同作業でやっているんだと思います。

またもう一つ、産業課の言った、植栽に400万円使っていると言ったんですね。これは、以前花いっぱい運動、この事業が始まる前に町で多分800万円くらいかけて花いっぱい運動を展開したと思います。それらの分の展開の振りかえというような感じもするんですけども、その辺は違うんですか。まず、質問の中の住民がどのくらいこの事業を理解して参加しているかというのと、まずあとは5年のスパンであるけれども、1年半たってどのくらい達成できたかと、その辺の答弁とを、まずお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鈴木さんの質問は4点あるわけでございますけれども、現在この事業に農業者そのものの参加しておるのが3,500人となっておるようで、非農業者、その者については2,800人ということで、この事業を合わせますと延べ人口になりますけれども、回数にもよりますけれども、1万3,000人の参加を得てこの農地・水・環境保全事業に参加していただいておりますということで、その辺は吉田地区あるいは先ほどの逢隈の南部・北部。私も、逢隈出身でたまに見えますけれども、積極的に農家だけでなく非農家の方々が参加しておるようでございます。地域差があるかどうかは、これについてははっきりわかりませんが、この事業はあくまでも農家だけでなく、亘理町の環境美化運動と同時に、ご案内のとおり売れる米づくりの環境保全米の対策とも考えておるわけでございます。

そういうことで、ご案内のとおり今年からは航空防除も1回にし、そのために

環境保全米、売れる米づくりということの位置づけということあり、亘理町の場合の水処理については、鳥の海に入る1本の川しかないということで、全域で取り組まなければその効果があらわれないということで、昨年度から対応したわけでございます。

そこで、他地区等々の参加状況というか、その認識について担当課長の方からご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、清掃活動と植栽活動約1万3,041人ほど参加してもらっているんですけども、その中でほとんどが非農家の人が参加していただいている。あと、江払いにつきましては2,523人中非農家の人は971名でございます。非農家参加率が38%でございます。また、草刈りにつきましては全体で6,329人参加いただいておりますが、その中で非農家が2,853名ということで、非農家の参加率が45%でございます。砂利敷きにつきましては、379人参加いただいておりますけれども、非農家の人が122人ということで、参加率が32%でございます。

その中で、先ほど町長が言ったようにその行政区ごとでパーセンテージが異なります。吉田西部につきましては江払いの参加率が48%でございます。逢隈南部につきましては22%と、その地域ごとの格差があるのかな。あと草刈りにつきましても同じように、非農家の参加率は吉田西部が72%と非農家の参加率が。あと、少ないのが逢隈の南部の20%でございます。砂利敷き等につきましては、逢隈南部が38%、亘理地区が30%と、その地区によって若干異なるのかなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 先ほど町長が言うように、この事業は大変すばらしい。地域みんな、亘理町の町民がみんな、将来の農業を考えたときに、農業の環境を保全、そして向上していくためには「みんなでやらなきゃだめだよ」というように話して、それを取り込まないでこの事業が成り立たないと。確かに5年間なんだけれども、それをまず大前提に掲げてやると、農家の方々だけ。農家の方々も今もう認定農家だって60歳とか50歳後半とか、そうなった場合今から10年後はもう本当に腰が曲がっているような方もいるので、やはり町全体でこれをやって環境を守ると、そのような事業を推進していくということが大切なことなんです。

この事業は、一部農家の従事者のための助成金事業、人夫の助成金事業で終わってしまったら困ることなんです。そのようなことを考えて、今後本当に当局一生懸命になってやっていただきたいなと考えております。これで1問目終わります。

2点目の質問、そういうことなんですけれども、作業のことでちょっと申し上げますけれども、やっぱり重労働の作業、今草刈りとか道路の補修とかそういうところには、非農家の方々も参加してやるというような話でしたけれども、実際この事業の大変なところ、大きな水路とか草がいっぱい生えているとか、大体の田んぼのその辺の仕事については農業従事者、今実行組合の話が出ましたけれども、実行組合に30人に加入していたとしても、実際に作業に当たるのは15人とかそのような状況だと思うんです。実行組合が30人いたって、各行政区の中でへたをすると15人の方のこれは仕事になってしまうんですね、負担が。なかなか大変だけれども、そういう一部の方々の事業にならないように、やっぱり大型機械とか何だかさつき何とかいう草刈り機を導入したとかいうような話を聞きましたけれども、それらも簡易作業でできるようなところとか、そこに行ってこの農地が大切なんだ、ここにホタルが出るんだよ、水が流れるんだよというようなことを、やっぱり非農家の方々にもPRする必要があると私は思うんですね。

子どもたちはごはんだけ食べているんでなく、田んぼはこうやってできているんだと、農業教育の補助金もあるようだけれども、それだけでは足りないんだ。実際のところの作業をしていると、こんなに苦労があるんだよということを見てもらうことも必要というのを、この事業を理解してもらおう方策と考えます。そういう面で、地域をいかに抱き込むか、そういう対策を持っているか持っていないか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） もっともなお話だと思います。そこで、ご案内のとおり亙理町まちづくり基本条例も制定、その趣旨については協働のまちづくりということで、ただいまお話しのとおり町民を巻き込んで町民、議会、町が一体となってこれからの行政を進めるということでのまちづくり基本条例も制定している。そして、この農地・水・環境そのものについては、農家主体ではないと私は思っておるところでございます。やはり非農家、農家そのものについてはご案内の高齢化が進

む、そして後継者不足、そういうことでやはり町民、地域がこぞって清掃活動をやってもらふ趣旨で、全域を取り入れて宮城県の36市町村の中では互理方式ということで、全域を取り込んだ事業は互理町だけでございます。一部の市町村では、ある集落だけでやっている。そうすると、上流部、下流部しなかった場合については、水の水路の流れ、草刈りもできないということで取り組んだわけでございます。

これらの6支援隊では積極的にやっておるわけでございますけれども、やはり町の姿勢をさらにこの支援隊の方に要請をしながら、農家だけでなくやはり非農家、将来にわたるボランティア的な活動、すなわちこの事業については5カ年事業ということで限定されておりますけれども、これらの事業そのものについてもさらに継続性はあるのかなと思っております。国の取り組みからいって、やはり環境そのものについては最も大事な国の施策の一つと考えておりますので、昨年度から実施されたこの事業についても、何らかの方法で延長していただけるよう、さらには町民全体がこの活動に参加をしていただくということで進めてまいりたい。

ちなみに、桜小路西でございますけれども、例えば4月から11月までは毎月の第1日曜日を清掃の日ということで、国道6号線の祝田交差点から全部草刈りで、あと周りをボランティアというか、これは当然自分たちの身の周りでございますので6号線の草刈りも鈴木議員さんも見ていると思います。朝6時から約1時間にわたりまして、そういう活動がほかの地域でも当然町でお願いして一斉清掃ということで取り組んでいただければ、この事業とまちづくりの共同事業、さらには環境のよいまちづくりということで今後ともこの支援隊並びに事務局を預かっております土地改良区に対しても、強く要請をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） この事業は19年度から始まったんですけれども、18年度までは同じような作業をしていたんですね。実行組合の方々が、行政区の草刈りも。特に人夫賃とか助成金とか、そういうのは出なくてもやっていたんですね。ただ、19年度からこの事業を採択したというようなことで、そのようなかさ上げの助成金、人夫賃、いろいろなもろもろが出るようになった。それが現状なんですね。

そこで、やっぱりこれも町としては補助事業である助成事業になれば、国県の費用、町の費用も入ってくるというようなことになれば、やっぱり目的達成というのはかなり会計検査とか何とか入ると思いますけれども、そのとき住民をどのように巻き込んだんだ、どのように使ったんだというような報告も要求されると思います。

私は浜吉田に住んでいますけれども、平成18年度までは区の清掃は側溝とかそれとか4回やっていた。そのときは、議長さんもいますけれども我々は手のカセ巻きで、あと機械を持ってくる人は機械で側溝をする。そうすると、1回の費用はその機械を持ってきた人は500円、油代。19年度になったら1,300円もらえたと、「これ何ですか」と聞きにきたんですね。何かわからないんです。実行組合の方も「3,300円もらいました。何ですかこれ」って。これが現状なんです。いや、私は「新しい事業が採択されて、町としてもそれに皆さんのために農地を守るためにこういうことをやって、その分の人夫賃が出るようになったんだよ」という話はしたけれども、中身の細かいことについては土地改良区さんに行って聞いてくださいというような話はしました。

ただ実際、区長さんからそういう1,300円のお金をいただいて、「領収書をもって税務の申告をしてください」と、そこまで言われたんですね。「何ですか、これ。税務署に申告してくださいって、どういうことなんですか」とその人は言うんです。1,300円、そういう中身でわかっていない、理解されていないのが実際は実情だと思います。なかなか、1年半で全部に浸透するというのは大変なことなんですけれども、そのような実態がありました。

そのようなことで、今からやっぱりPRするためには、いろいろな各種団体もそういう面でもう一回この事業が大切だ、本当にこれからの亶理町の農業地を守るために必要なんだというのは、もっともっとPRする必要があるんで、その辺のPRをする意気込みがあるかないか、どの辺にPRしたいか、その辺についてお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの事業の内容、そして実際働いている方の認識まで伝達していないということ、これについてはやはり各6支援隊の隊長さん初め、役員の方に申し入れしなければならぬと私は思っております。そういう地域地域に

よってばらばら、あるいは金の問題は別にして、やはり浸透しなければならない。そして、こういうことで、こういう内容で、まちづくりのために、そして国県からの補助金をもらいながら対応している。そして、今後の地球温暖化並びに環境のための事業であるということをもう少しPRもするし、事務局並びに資源保全隊の方に早速申し入れをし、浸透すべく考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） そうですね。町長さんはトップダウンでこの事業を採択したというような話なんで、特に奨励を考えた場合こういうことをもっともっと浸透させるように、全体の事業費は5年間で2億5,000万円、大変なお金です。これらを人夫賃として出す、消耗品として終わらせないで、もっともっと継続的にやっていただきたい、PRしていただきたいと思います。

次に3点目なんですけれども、共同組織体にこの事業は支援するための活動助成金を支給しますというようなことで、先ほどから亙理町には六つの支援隊ができています。それで、指定された農用地の環境保全に当たっている。ここで、組織体を結成させるときに、今何となく組織体そのものが空回りしているような状況を伺ったんですけれども、組織体を結成させるときに組織体のそういう方々にどのような説明をしてそういう組織体を結成させたのか。空回りしている原因にもなっているようなことも私は感じるんですけれども、その説明の内容はどのような内容で説明したのかな。「お金が出るから、こういうのをつくってください」というような話も、その辺まで言わないですか。その辺のちょっと内容を。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な内容、私も説明会に行っていないものですから、産業観光課長の方から答弁させます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、この農地・水・環境保全向上対策事業というのは平成19年度から始まったんですけれども、18年度に実験事業ということで高屋地区が実験モデルになりました。そういうことを事例にしてお話したんですけれども、まず一つは先ほど冒頭に申し上げましたように鈴木議員さんもわかっていますように、平成18年度以前は確かに用排水の維持管理費ということで各行政区

の方に補助金を支出しております。そういう観点から、この農地・水・環境保全向上対策事業というのは手挙げ方式なんです。ということは、先ほど面積要件も言ったように、そんなに大きな区域でないよと、自分たちの農村を守りなさいというような事業で、手挙げ方式でやる事業でございました。

その中で、一番互理町として大切なのは、手挙げ方式になればやったところとやらないところに不平等が生じる。ということは、同じような要するに基礎活動、江払い、草刈りについては同じことをやっているんですよね。その同じことをやったことについて、町の補助金をもらう方と農地・水でもらう方ではかなりのがっぱり格差が出てくる。そういう観点から、先ほど言ったように用水路自体が要するに互理町の山側にあるよ、そういう観点から東の方まで皆加味していかなきゃいけないんじゃないかということ、実行組合、農政推進委員、区長さん、各行政区から最低3人以上出てもらいまして、75行政区、要するにそれをブロックに分けてたしか4日間ほど説明会をいたしました。

その中で、わからない行政区については再度説明会をして、要するにお金の授受でございますので、「じゃあ、草刈りのメートル何ぼにするのや」「じゃあ、江払いのメートル何ぼにするのや」と、基本的なお金でございますので、まず基本形をつくって皆説明してきております。その中で、平成19年度に、ちょうど発足した当時にこういうパンフレットを全区に配ったんですけども、この中にありますように「集落における高齢化や混住化により農地・農業用水路・農道などの資源を適切に保全することが困難になってきた。農業者だけでなく、地域ぐるみで取り組みが必要です。その中で、共同活動を構築するために支援するんですよ」って、A3両面にこういう形でパンフレットなどを配りながら周知してきた経緯もあります。

先ほど議員さんが言ったように、一番先に発足したときどういう説明したのかと言われましたけれども、うちの方でまずこの事業に取り組む上で、たしかに用水路が西にあるから、東の方まで全部やりたいという話で皆さんにご説明して同意を得られ、六つの支援隊をつくった経緯があります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 説明の内容は、あの当時の農政課さんですけども、なかなか大変厳しいような説明だと思います。金は来ます、事業はやらなきゃない。だけ

ども非農家を巻き込むまではなかなか大変だと。そういうことで、そういう制度の方には用水路がある、こっちには用水路の管理がなかなか厳しいんだと。そうした場合、この事業の目的から言ったらば、亘理地区の町場の方々、この方々はこういう事業なんていうのは全然わからない、実際の話。わからないですね、何やっているか。そういうところで、75行政区全体がこの事業の網の中に入っているということになるんですね。それでは、地域の方々を巻き込んでこの事業を5年間で事業達成させるというのは、大変困難な状況だ。その尺度は、当局の尺度なのか住民の参加する尺度なのか。その辺の浸透度も図りかねないし、そういう面をしっかりとやってほしい。

その六つの組織体の支援隊の中身、それを当局の方では「こういう仕事をして支援隊にこういうお金が出るんだよ。将来こうなんだよ」と、その事業の趣旨、そういうのをきちっとお話しして巻き込むような形をとっていかないと、行政区長さんいろいろなことを言ったって、なかなかこれは大変なんです。支援隊の活動自体が自主的にうまく回れるようになれば、この事業はもう大体成功。本気になると思います。何でもそうなんですけれども、この辺農家以外の方々になかなか言っても、当局の方では厳しいと思いますから、この六つの支援隊についても一回事業の趣旨、今後の見通し、それを説明するような形、やれますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来お話しのとおり、この事業そのものについては、ただ単に農家だけでなく環境の問題、そして協働のまちづくり、そして各町民との協働によるところの活動していただける内容ということで、さらにこれらの内容、今鈴木委員さんはどの辺まで調査したかはわかりませんが、逢隈東部・西部、あるいは荒浜地区、そういう方向では随分浸透したのかな。ということは、減反の中で全然草ぼうぼうになっている部分についても、この支援隊の中で草刈りをしてあげておくことも聞いておるわけでございます。

そういうことで、他の市町村等見た場合、例えば南の市町村等を見た場合の荒れ地そのものについては、相馬亘理線を見た場合について、亘理町のこの公道そのもののきれいさというのは、どこにも負けないのかなと思っております。この公道地帯、ずっと相馬亘理線の沿線沿いを見ても、この東西線を見ても。そういうことで、町の町道はある程度はきれいになっておりますけれども、特に国道、

県道の方が草刈り1回なものですからあのよう、あるいは大変申しわけないんですけどもJR沿いの草が大変繁茂しておるのは現実でございますので、先日も国土交通省、県の会議の際にも私も遠慮なく申し上げておるところでございます。

そういうことで、亘理町の公道そのものについては他町村から見ると本当に、今までもきれいなんですけども、さらにきれいになったのかなと思っております。しかし、一部には荒れ放題の土地もありますけれども、ほかの地区よりもこの事業を展開したことによって、特に私がお願いしているのは自然保全隊の隊長さんに「ぜひそういう荒れ地の問題については、早く解決をするように」ということでお願い申しておるので、今日の質問を受けてさらに事務局の方にも電話あるいは担当課長の方から積極的に対応するよということ、申し入れをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 3点目については終わりますけれども、町長さん私は農地がきれいになっていないと言っているわけじゃないですから。きれいになっているんです。それが、やっているのが農家の実際に耕作している方々がやっているんで、大変お世話になっているよということ言っているんで、実際に草ぼうぼうになっていると、私は言っていない。

1点目から3点目まで質問いたしました、まだまだ今までの答弁の内容を聞きますと、この事業の本来の目的の達成にはほど遠い状況かなと思います。理解されていないというように考えます。そして、事業費についても2億5,000万円、本町からも約7,000万円か8,000万円が出るようなことを考えると、このお金がただ単に助成金の中でも、従事者の人夫賃とか消耗品に消えないようにやっていただきたいなと思います。

私も、毎年2月に行われる小中学生のふるさと意見発表、あの中の何人かは「亘理町の自然を残してください」「田園と町が調和した町をつくってください」と、そのような意見が出ます。町長さんも毎年聞いていると思います。これらは、やっぱり子どもたちの切実な願いだと思います。これらを考えるときに、今の亘理町の田園、そして町並み、これらをうまく調和させた町をつくっていくのが今の大人の責務だなと思います。

そのようなことを考えたときに、この事業は大変有効な事業だと思います。そして、これが今1年半ですけれども、先ほども言ったとおりまだ1年、あと3年半あるのか、あと3年半しかないのかととらえたとき、あと3年半しかないんだよと。そして、国県の助成事業が終わるとなった場合亶理町はこの事業をどのように判断されるのか。多分、その辺をお伺いします。あと、答弁。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来お話しのとおり、やはり環境の問題、そして地球温暖化の問題、それらについても今お話しのとおり、青少年による健全育成の意見発表の際にも「自然」「ふるさと」そういうことが最も、あと「ごみ」の問題等が大きな発表の中身からいうと、主にそういう内容になっておるわけでございます。そういう中でのこの農地・水・環境そのものについては、やはり資源そのものが最も大事ではなかろうかと思っております。

そこで、5年を過ぎますと補助制度が廃止されるということでございますけれども、この立ち上げそのものについては、国の施策の一環として農林水産省が積極的に事業を展開したわけで、全国津々浦々に。しかし、宮城県の場合についてはご案内のとおり、一番最初に農政局の局長と県の部長がまいりまして、「ぜひこの事業を展開してください」ということでお話があった。各町村もあったようでございます。その中で、私は先ほど言ったように、本来ですと1,000平方メートル当たり4,400円で、3分の1、3分の1、3分の1。その際にも県の部長よりお話ししたんですけれども、「県で出せますのですか」とはっきり具体的に言いました。それについては、はっきり回答しませんけれども、農政局の局長でなく次長ですけれども、「国としてはやはり農地・水だけを守る環境の保全事業は、ぜひ手挙げ方式でございますけれども、ぜひやってください」ということで、取り上げた事業でございます。

そういう中で、宮城県については先ほど鈴木議員から言われたように、国が4分の2、県が4分の1、4分の1という町の取り組みでございますけれども、国の施策の一環でございますので、ぜひこれらの事業を継続してもらわなければ困るということで、これからも国県に対して継続事業に向けた取り組みについて積極的に働きをかけてまいりたい。どうしてもその制度が廃止になった場合については、その時点で考えざるを得ないのかなと思っておるところでございます。以

上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） これに従事している農家の方々、保全隊の従事者、5年間の時限立法とは理解しているんですね。「5年たったらもらえなくなるかもわからないや」てな話は、実際に作業している方々は理解している。それは、実行組合の中でも実際に作業に当たっている半分くらいの方々、これはそういうふうに理解しております。しかし、1回こういうのを3,300円なり何がしというのが1回出れば、年間五、六回出るのか何かわかりませんが、それをストックしておいて、実行組合の旅行積立金なりそういうものに利用している。それが実態だと思います。

そういうのがなくなると、5年過ぎてなくなると、「いや、町単独でもこういうようなおいしいのはやってくれないか」というのは、なりかねないと思うんですね。やっぱり、そうなりかねないようにするためには、六つの支援隊そのものが自主的に活動できるような状態になっている、自主的に活動できるような状態になっている、そして活動資金がなくても地域住民を巻き込んでやるというような形になっていけば、助成金なんて要求しなくても「いや、我々もやっている。非農家の方々、地域の方々もやるんだから、助成金なくたってこの事業はやらなきゃないんだよ」と、そういうふうに従事する方々も理解されると思うんです。そのような状態になるように指導するのが、この事業の本来の目的を達成するための事業ですから、そのような形になかなか大変だけれども、本当に方策基本的なことを二つ、三つ挙げていただきたいと思います。どうやれば、こうなると。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業はやはり、補助制度そのものについては先ほど言ったように国県の方に新たに延長してもらいたいというのが考えで、そしてまた先ほど来お話しのとおり農家だけでなく非農家の方も積極的に活動してもらいたい。ただし、今鈴木議員さんからそれを積み立てして研修旅行とかそれらが各支援隊もそのようになっているかどうか、これはその部分で自分たちの例えば役員のための研修会に行った場合の日当分を積み立てしている、ただ単に支援隊で本来使うべき金をそのように別な方に振り向けておるといような内容で言ったんだか、

その辺も積み立てをしているということのお話でございますが。その辺は十分、これについては会計検査員が必ず入りますので、そういう経理はやっていないと思っております。そういうことで、今後やはりそれらの内容についても町民との協働による環境保全事業ということで進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今町長が言った内容は違うんですね。支援隊の中に入っている各行政区に農家の実行組合があるんですね、各行政区に。その行政区の実行組合の方々が、行政区の中で人夫として出る、そうすると3,300円の人夫賃をいただく、この行政区の中の実行組合の方々の積み立てとして積んでいるんです。支援隊が積んでいるんでないんです。個人の集まりが組合としてまとめて積んでいる、そのような形になっている。支援隊が積んでいるというのではないんです。私、そういうことを言っていないですから。それが実態です。それはそれでいいです。

もう一つ答えていただけなかったのは、実行組合の支援隊に対して、地域を巻き込むための方策、それを二つ、三つ、どういうのがあるかというのを挙げてほしいというお伺いをしたんですけども、それについては今町長の話は活動資金の話しか答弁になっていない。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点目の個人的な積み立てだということ。

あと資源保全隊のあり方、三つ、四つということでございますけれども、現在の取り組んでいる内容、そのもの今まで第3点、第4点にわたる内容について、まず資源保全隊に対しましてやはり最終の目的は非農家の方々の積極的な参加と活動をお願いするのが思いでございますので、これについて申し上げたいと。そうでないと農家だけ、あるいは将来にわたるこの亘理町の農地・水・環境そのものが壊れるという感じもいたしますので、ぜひ町民参加によるこの資源保全隊の中に取り込んだ内容にさせていただけるように要請してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、町長は支援隊の中に行って、そういう事業を積極的に地域を取り込んでやってくださいと。やり方とすれば、いろいろ先ほどから草刈りとか

出ている、地域の各行政区の子供会とか、もっと大きく言えばPTAさんとか婦人会とか老人クラブとか、そういう方々も支援隊さんは取り込んで「ともにやりましょう、こういう活動を」と、そういうアピールも支援隊でなくては、大きなサークルですから使えるかなと思うし、いろいろな活動の仕方、PRの仕方はあると思うんです。それらも取り入れて、今後この事業を成就させていただきたいなと思います。

今から3年半、私も支援隊も見ると、当局の取り組みについてもいろいろ見ていきたいと思います。今後ともこの事業が、皆さんに喜ばれるような事業になるようにしていってください。以上で私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は2時55分といたします。

休憩。

午後2時44分 休憩

午後2時55分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

12番。佐藤 實議員、登壇。

〔12番 佐藤 實 君 登壇〕

12番（佐藤 實君） 12番佐藤 實でございます。

私は、自主防災組織についてということで1問質問申し上げます。

近年、集中豪雨や地震などの自然現象の災害が増大しております。本年6月14日に発生した岩手宮城内陸地震で、大規模の山崩れなどが発生し、多くの犠牲者を出したことは、記憶に新しいところであります。昭和53年に発生した宮城県沖地震も、今後20年以内の発生確率は90%の確率で起こると言われ、いつ地震が発生してもおかしくない時期に来ております。

このような大災害に備え、「自分たちの町は自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づき結成される自主防災組織が、75行政区のうちの67行政区で自主的に立ち上げをしているところでありますが、そこで以下の件についてお伺いいたします。

一つ目、自主防災組織の役割と活動についてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 自主防災組織の役割と活動についての前に、若干説明させていただきます。ご案内のとおり、今年の7月、8月、そして9月に入っても集中豪雨が発生しております。我が互理町におきましては、8月21日、24日、さらには8月30日、31日ということで集中豪雨、そして警報ということで、地域の住民あるいは消防団、町職員が徹夜を通してこの集中豪雨に対応し、大きな被害もなかったわけでございます。これについても、各住民の方々、そして関係の方々のご支援の賜物と思っております。

しかし、まだ報告しておりませんが1カ所、一ノ坂林道ということで補助事業で対応した一部の箇所においてのり面の崩壊があったという報告が、先日の8月31日の集中豪雨によって一部のり面崩壊があったということ、これらについても災害復旧事業ということで、現在担当課の方でそれらの試算をいたしております。しかし、住民に直接関係のある床下、床上浸水、あるいは本来の町道等に大きな被害がなかったということ、まずもってご報告を申し上げたいと思います。

そこで、ただいまお話しのとおり、この自主防災組織の内容でございますけれども、特に平成7年の1月に発生いたしました阪神淡路大震災は、公的な消防防災体制機能の限界を示す災害であったと言われております。災害が大きければ大きいほど、消防を初めとする防災関係期間みずからが被害を受けたり、道路や橋梁といった公共施設が被害を受けたりと、災害対策活動に支障をきたす場合が増大してまいります。さらに、災害発生直後においては情報等も混乱し、防災機関による適切な災害対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い人命救助や初期消火に努めることが、災害の軽減を図るための大きな役割を果たします。そういうことで、阪神淡路大震災を教訓として、全国的に自主防災組織の重要性が見直され、災害発生時には災害による被害を防止あるいは減災するための防災活動を行う目的で、自主防災組織が結成されております。

自主防災組織の活動といたしましては、平常時においては防災知識の普及、そして地域の危険箇所の把握、そして防災訓練の実施かつ使用器具の点検、防災用資機材の整備、防災マップの整備などが主なものとなります。また災害発生時には、情報の収集、伝達や出火防止、初期消火、そして地域住民の避難誘

導、負傷者の救出救護、さらには給食・給水などの活動を行っていただけるものと期待もしておるし、そのような活動をぜひ各自主防災組織の中で対応をしていただければと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 自主防災ですから、自分でおのれのあるいは自分の身の回りのいろいろな防災について意識を高め、そして自分を守っていただきたいというのが町当局のお話だと思います。しかし、この中でも結局何が何だかわからない、そしてお金がかかる、いろいろ出ました。我々も議員のいろいろな活性化の一つとしまして、総務常任委員会の中でもいろいろそういう話が出たわけでございます。そういう中で、いろいろそれをまとめるのはだれだというような形で、いまだに立ち上がらない地域の方々は諸問題、難問題を抱えておるようでございます。

その中には何があったかというと、やっぱり世帯数が少ないとか人数が少ない、そういう中でどうしてもそういう自主防災組織を立ち上げがたいというような、前回私もその点について若干質問をしておりますけれども、その中で各そういう中の人たちの話を聞きますと、どうしてもトップに立つ地域の地区の区長さん、これが一番責任が重いんですというような話も聞いております。しかし、その重さを一斉に押しつけるのではなく、逆に町民の方々にもうちよっという面をカバーできるような、区長さん方がただ窓口になってその中で地域の住民の方々が行動を起こすというのが、その目的達成のための第一段階ではないかとそういうふうに思っておるんですけれども、いかんせんやっぱり町民の方々においてはいろいろ防災マップとか何かを見てやっておるようですけれども、まだうちよっという浸透性が少ないというよりも、理解に苦しんでいる方も若干おるようございます。

そういう点から、どうしてもそういう立ち上げるよりも、むしろいかにしてその町民の方々に周知徹底をしながら協力をもらえるかと、そういう面で町長さんのいろいろな考えを、もうちょっと述べていただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの1番の、補足の質問ですね。1番の点でございますね。

ただいまお話しのとおり、これについては先ほどの一般質問でご回答申し上げたところ、75のうち51が自主防災組織、そして本年度中に16団体が結成されるということで、まだ計画に載っていない団体が7行政区となっております。その中で、今の自主防災組織そのものの結成に当たりましては、区長さんだけでないということをもっとご理解、そして区長さんだけでなく区長さん初め町内会長さん、さらには消防団、婦人会あるいは各団体の関係者と、お互いに組織を結成するための話し合いをまず設けてもらい、そして組織体が決まりましたらそれらの内容を分担する方法でないと、区長さんだけが荷が重くなるということでは、本来の自主防災組織ではないのではなかろうかと思えます。

と申しますのは、万が一自主防災組織が立派に組織されておっても、区長さんだけの指示になると、区長さんがどこかに行っておる、あるいはいなかったといった場合についてはだれが指揮をするのかということ、お互いに隣合わせ、班長さんとかその防災組織の中での対応というのが必要になると思えますので、区長さんだけでなく各団体の組織の中での指揮監督は、みずからお互いにやるんだということが最も大事ではなかろうかと思えます。

そういうことから、以前から担当が総務課でございますけれども、それらの内容については再三にわたりまして行政区長さんあるいは消防団の幹部会、さらには今回組織いたしました自主防災連絡協議会の中でもそういうことをとくと説明を申し上げ、皆さんだけが責任を持ってやるのではないと、組織をつくったみんなが自助努力というか共助の協力を得ながら進めていただきたいと申し上げておるところでございます。これらについてもさらに、組織を割った団体あるいはこれからつくる団体についても、そういうことを趣旨徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 今その答弁をお聞きしまして、やっぱり各個人おのおのがその責務を持ってやっていかなきゃならないということを再認識したわけでございますけれども、やっぱりこの中でもそういうトップに立つ区長さんがいろいろな指揮権の中でありながらも、やっぱりその下で動く方々、そして前日も私言ったと思えますけれども、防災費の何か国で昨日か今日の新聞に載っていたと思えますけれども、防災費の認定のためのいろいろな組織立ち上げというような形で予算化

したいということが載っておったようでございますが、そういうような全員をそれに当てはめて講習を受けさせるというような形はいかんと思えますけれども、そういう方々も若干人数的にあってもいいのかなと、そうすれば一般の人も。

ただ問題は、「一般の人、一般の人」と言うけれども、どうしても家に残っている人が年寄りの方々という感じがイメージ深いもので、若い人でも結構今家におる人も中にはおるようでございますから、また自分の家の仕事をやっておる方も若い人が結構おります。そういう方々に対しても、こういう自主防災に対しての何かの機会を見て、講習なりあるいはそういう講義を受けていただければなどというふうに思っておるわけでございます。それが、町内会と自主防災の連携につながっていくものと、そういうふうに思っているわけでございます。なおその点については、今の防災の件については、あといろいろ町長さんの采配で裁量で考えていただきたいと思えます。要望して、(2)番に入ります。

区域内の災害発生時に備える防災資材、機材の備品に経費がかかるが、どのように考えておられるか。その点お尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点目の件でつけ加えさせていただきますけれども、自主防災そのものについての防災リーダーの研修会を組織体ができ次第研修会を開催し、リーダーの確保に努めたい。その場合については、行政区1人から2人くらい、各組織体から募りまして、県の指導的な立場を講師に招きまして研修会を開催する予定にいたしております。

それでは、第2点目でございますけれども、町では各行政区における自主防災組織の立ち上げに係る説明会においては、防災用資機材については新たに購入するのではなく、地域住民が災害時に使用できる資機材をどれだけ所有しているかを調査し、確認しておくことにより、災害時には借用の上使用できるような体制整備を考えていただきたいということをお願いをした。新たに資機材を購入するのでなくその自主防災組織の中で、現在災害があった場合についてそれらの資機材がどこにあるかという、どの家庭にどういう、例えば、はしごとか例えばいろいろな資材があろうかと思えます。それらの確認をしておくということでございます。中には、町内会費を投入して資機材を購入した自主防災組織、あるいは町内会もありますが、これは各自主防災組織がそれぞれの防災計画に基づき整備し

たものであるととらえております。

今後は、今年8月に結成いたしました自主防災連絡協議会を核といたしまして、なるべく住民に負担がかからないように、各種の補助事業を活用しながら整備可能なものについて取り入れて考えていきたいと思っておるところでございます。やはり、住民のあるいは町内会、行政区内の負担にならないような方法で、町の方でもいろいろな補助制度を活用しながら、考えてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） そうすると、各地区の区長さん方には、中には今町長さんが言われたような各機材がおのおの個人で所有されるという、その点が逆に買い集めてそういう1カ所の場所に集めるという思いを持っている区長さんもおられるんじゃないかなと思いますので、その点も再確認の上でそういう周知徹底をしていただければなと思います。なお、この件についてはやっぱり頭からもうそういう資材云々というものは、必ずそろえなきゃならないものだというふうに思いますから、その点もあわせて周知方お願いしておきます。

なお、これは全国的ないろいろな例がありますから、一概に補助金交付幾ら幾らという地域もあろうかと思えますけれども、もしそういうような点で何か助成とか何かというのをする場合、町としては考えにあるかどうか。そしてもしあるとすれば、幾らくらいに設定ができるのかその点、もし教えていただければお願いしたいと。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 例えば、ただいまの質問の中で収納庫をつくって、そこに災害時における資材等を格納しておくということになりますと、その収納庫が壊れた場合どうにもならなくなるということ。やはり、資材等については自分の身の近くに置かなければ、夜になった場合あるいは日中になった場合、その条件によって異なると思いますが、改めてどこどこに保管するという施設整備でなく、やはり身の周りいつでも来た場合について対応できるような体制づくりが最もよろしいのではなかろうかと思っております。

そして、第2点目の補助制度ということでございますけれども、ご案内のとおり亙理町まちづくり基本条例に伴いまして、今後協働のまちづくりを進める中で

検討してまいりたいと、それらの金額という今お話があったわけですがけれども、これらについてはやはり財政的な問題、あるいは各担当課で現在出しております補助金等がございます。それらの廃止の問題、あるいは削減の問題、それらを研鑽しながらその自主防災組織の資材等の方に向けることも可能かなと思っております。それらについても、やはり担当課あるいは関係課と協議をしながら、来年度に向けた予算編制の中までに検討、そして予算措置できるかできないか、それらも検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） たまたま私、各地区によってあるいはその県によって違うと言ったのは、一例を挙げますと自主防災組織補助金交付という自治体が、南の方にございまして、この自治体は10万円程度の助成をとというふうにあったものですから、限度としてあったものですから、今ちょっともしという感じでお聞きしたわけでございます。

なお、我が町においてはいろいろ、今町長さん削減あるいはそういう新設を設けるというような答弁をしておりますけれども、例えばの話今来年、再来年あたりに納税の貯蓄組合の活動費補助金、ああいうお金の使い道が結構厳しく、そして紐付きというように言われるような、何に使ってどういうふうに使ってということちゃんとそういう中身がないと使ってだめだというような形で、各地区の話聞いてみますとごみ袋とかそういう環境整備のためのということでやっていらっしゃるようですが、これは平成20年度で1,800万円の予算化されております。こういうようなお金の使い道というのは、今後考えることができないのかどうか、その点お尋ねします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま納税貯蓄組合補助金ということの中での対応ということのようでございますけれども、これらについてはご案内のとおり、今まで奨励金制度があったわけでございますけれども、神奈川県の小田原市におきまして、奨励金制度が裁判によって小田原市が負けたと。そういうことから、やはり税は納税の義務ということの中から、奨励金制度は遺憾であるという判決が出た。そういうことで、各市町村におきましてその判決を受けた内容を踏まえまして、やはり今まで奨励金をやって1回に切るわけにいかないということから、活動費補助

金ということで切りかわったと。その際には、今までの奨励金の額よりも大幅に削減されて、1 納税貯蓄組合に加入の数、要するに組合員数などを加味しながら補助制度をやっておったんです。しかし、やはり納税の義務、そして現在このような財政の厳しい中にあるのは、これらについても私はまだはっきりしておりませんけれども、見直しの時期ではなかろうかと。

そういうことを含めまして、先ほど申し上げました関係課並びに関係隣接市町村を十分調査の上に、その際には納税貯蓄組合補助金を一挙に切るべきかどうかはわかりませんが、今後協働のまちづくりの内容でこれらの自主防災についても対応してまいりたいなと思っておるところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） できれば制度の見直しなどに入っていただければ、町民の方々もその税の使い方によっては納得していただけるのかなど。やっぱり、この税に対してはあくまでも我々自主防災にどうのこうのという問題ではないんですけれども、たまたまそういうようなやっぱり区長さん方がそういう頭にある方も中にはないでもなかったということを知っていただければなということで、今申し上げたわけでございます。

今後、この自主防災については大変いろいろな問題がありながら、逆をいえば自分自身、要するに車に乗る方のシートベルトみたいなもので、どうしてもやっぱり自分を守るためそれを法に、あるいは町の条例に組み入れていろいろな問題を取り込もうとしても、やっぱり最終的には自分の身を守るんだということが先でございますので、その点も踏まえながらいろいろと今後町の防災にそういうことを入れていただければなと、最後に要望みたいな形になりますけれども、ひとつよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、佐藤 實議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告 6 番までとし、通告 7 番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたします。

います。

本日はこれで延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 3 分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信 一

署名議員 渡邊 健 一

署名議員 高野 孝 一